

「あきる野市生涯学習推進計画」

あきる野^{まなび}学びプラン

あなたが主役
つくろう！ともに学び、支えあう市民の生涯学習



あきる野市

平成16年3月





あきる野市生涯学習推進計画

の策定にあたって

あきる野市が目指す「生涯学習社会」とは、いつでも、どこでも、だれでもが、自分自身の目的にそって自主的、主体的に活動し、充実した人生を送ることができ、その成果が適切に評価される社会であると位置付けております。そして、市民一人ひとりが生涯にわたる学習を通して得た成果を活用し、社会の諸活動に参加することが地域社会の発展にとって必要不可欠なことであり、生涯学習社会が進展するほど、あきる野市のまちづくりが進んでいくものと考えております。

あきる野市においては、「あきる野市総合計画」の前期基本計画の主要施策として、豊かな生涯学習社会の実現をめざして生涯学習関連施策を体系化し、市の生涯学習推進の基本的な考え方や目標、具体的な施策や方向性を明らかにするものとして、生涯学習推進計画の策定を位置付けております。

これを受け、学習環境や条件の整備を市民と協働して進めることを主眼として、市民委員、関係機関、行政職員によるあきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会を設置し、市の生涯学習推進の基本的な考え方や目標、具体的な施策や方向性についての検討をお願いし、平成15年3月、「あきる野市生涯学習推進計画基本構想」を提言としていただきました。

市は、この提言を基に「あなたが主役 つくろう！ともに学び、支えあう市民の生涯学習」を基本理念とした「あきる野市生涯学習推進計画～あきる野学びプラン～」を策定いたしました。

今後は、この計画に沿って、豊かな生涯学習社会の実現をめざし、市民と行政との役割を明確にしつつ、パートナーシップを確立し、市民との協働によるまちづくりにつながる諸施策を展開してまいります。

この計画の策定にあたり、あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位、市民の皆様から心から感謝申し上げますとともに、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成16年（2004年）3月

あきる野市長 田中雅夫

も く じ

はじめに

第1章 生涯学習とその背景

- I 生涯学習とは…………… 1
- II 国及び東京都における生涯学習の主な取り組み…………… 2

第2章 あきる野市における生涯学習の歩み

- I あきる野市の生涯学習のはじまり…………… 5
- II 「生涯学習推進計画」策定の取り組み…………… 6

第3章 計画の基本的考え方

- I 計画の目的…………… 7
- II 計画における生涯学習の位置付け…………… 7
- III 計画の性格…………… 7
- IV 計画の期間…………… 9

第4章 生涯学習推進の方向と施策の体系

- I 基本理念…………… 10
- II 基本目標…………… 11
- III 基本的視点…………… 12
- IV 施策の展開…………… 12

推進計画体系図 …… 13

第5章 重点施策

- I 重点施策の考え方…………… 14
- II 重点施策の進め方…………… 14
- III 重点施策のスケジュール…………… 14
- IV 重点施策の内容…………… 14

第6章 施策の体系と具体的施策、推進事業

- I 学習機会提供の拡充…………… 18
- II 生涯学習推進体制の整備…………… 50
- III 学習情報の提供と相談体制の整備…………… 55
- IV 生涯学習関連施設の整備と充実…………… 59
- V 人材育成の充実…………… 63
- VI 社会参加活動の充実…………… 67

資料編…………… 73

第1章

生涯学習とその背景

I 生涯学習とは

「生涯学習」とは、生涯を通じて、いつでも・どこでも・だれでもが学ぶことができ、自らの自主性、自発性に基づいた学習を通して、その成果を地域社会に還元し、正当に評価される「生涯学習社会」を築いていこうとする考え方のことです。

この考え方は、昭和40年ユネスコの成人教育推進国際委員会で「生涯教育」が提唱されたことに始まるといわれています。この中で、「急激に変化する社会においては人生の初期の学校だけの教育では不十分であって、学校入学以前、学校卒業後も絶えざる教育が必要であり、それらを統合的に考えること、さらに学校以外に社会に存在するさまざまな教育的機能を有機的に統合させることが必要であること」等、生涯教育の理念が示されています。この理念をもとにして、日本をはじめ、世界各国で生涯学習の振興を目指し、さまざまな取り組みが行われています。

「生涯学習」を振興していく必要性の背景としては、次に掲げる3項目に整理できます。

- ①「社会・経済の変化に対応するための学習の必要性」
- ②「社会の成熟化に伴う学習需要の増大への対応」
- ③「学歴社会の弊害の是正」

これは、ひとつには高度情報化・国際化、産業構造の変化等、社会の急激な変化に伴い、絶えず新しい知識や技術を修得することが必要となってきたことであり、二つ目には、自由時間の増大・高齢化等の社会の成熟化に伴い、心の豊かさなどのための学習需要が増大したことです。そして、三つ目にはこれまでの学校を中心とした教育行政の中だけでは社会の変化に対応できなくなってきたことなどから、学歴社会の是正等、教育制度改革が進められています。このようなことから、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会づくりをめざし、「生涯学習体系」に基づく施策の展開が必要となってきています。

注) 文中で※印のついている文言については、資料の用語説明をご参照ください。

Ⅱ 国および東京都における

生涯学習の主な取り組み

1 国の動き

国においては、昭和 46 年の社会教育審議会答申の中で、社会教育、学校教育が生涯教育の一環であることが位置付けられ、昭和 56 年の中央教育審議会において、「これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい」とし、「生涯学習」という用語が定着するようになりました。

そして、昭和 60 年からは教育改革を目的とした「臨時教育審議会」において論議が重ねられ、「生涯学習体系への移行」を主軸とする教育体系の総合的再編成とその体制の整備についての4次にわたる答申が出されました。これを受け、国は昭和62年10月「教育改革に関する当面の具体化方策」として教育改革推進大綱を定め、社会教育局を改組して生涯学習局を新設するなど、生涯学習社会実現に向けた体制整備のための改革を進めてきました。

平成 2 年（1990）1月の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」を基に、同年6月「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（略「生涯学習振興法」）」が交付され、生涯学習審議会が設置されました（平成 13 年 1 月からは中央教育審議会に統合）。

平成 4 年 7 月には、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」が出され、①社会人を対象としたリカレント教育の推進 ②ボランティア活動の支援・推進 ③青少年の学校外活動の充実 ④現代的課題に関する学習機会の充実が、当面重点を置いて取り組むべき事項として示されました。

さらに、平成 8 年には「地域における生涯学習機会の充実方策について」を、平成 10 年には「社会変化に対応した今後の社会教育行政の在り方」、翌 11 年には「生活体験、自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」「学習成果を幅広く生かす（答申）—生涯学習の成果を生かすための方策について—」等、相次いで生涯学習審議会答申が出され、今後の方向性が示されました。

そして、国はこれらの答申及び「教育改革国民会議」報告を基に、平成 13 年 1 月「21 世紀教育新生プラン」を策定しました。

このプランの中で、①少子化や都市化の進展、家庭や地域社会の「教育力」の著しい

低下などを背景として、我が国の教育は、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発など深刻な問題に直面しており、また、個人の尊重を強調する余り「公」を軽視する傾向が広がり、青少年が「孤の世界」に引きこもる傾向が現れていること。

②行き過ぎた平等主義による教育の画一化や過度の知識の詰め込みにより、子どもの個性・能力に応じた教育がややもすれば軽視されてきたこと。

③科学技術の急速な発展、経済社会のグローバル化、情報化など社会が大きく変化する中で、これまでの教育システムが時代や社会の進展から取り残されつつあること。

などの課題を解決していくための教育改革の今後の取り組みの全体像を示すものとして、「学校が良くなる、教育が変わる」ための具体的な主要施策や課題及びこれらを実行するための具体的なタイムスケジュールを明らかにしています。

そして、平成13年3月、この「21世紀教育新生プラン」に基づき、学校教育法、社会教育法等を改正し、児童生徒の社会奉仕活動、体験活動の促進、家庭・地域の教育力向上のための体制整備の推進などを位置付け、生涯学習体系による教育改革を進めています。

さらに、中央教育審議会は、平成15年3月、教育基本法について、今日的な観点から教育の理念や視点を明確にすることが重要であり、教育基本法を改正することが必要であるとする答申をまとめました。その中では、教育の基本理念として、「時代や社会が大きく変化していく中で、国民の誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会を実現することが重要であり、このことを踏まえて生涯学習の理念を明確にする。」ことが示されています。

2 都の動き

一方、東京都は、生涯学習振興法を基に、国の動向と連動した取り組みを行い、平成4年に東京都生涯学習審議会を設置しました。平成6年には、生涯学習審議会答申「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」および、東京都生涯学習推進計画（仮称）の策定についての提言が出されました。翌7年東京都生涯学習推進本部は、これを受け、「東京都生涯学習推進計画の今後の取り組みについて」を表し、平成8年「東京都生涯学習推進計画（仮称）」策定方針を定めました。そして、平成9年3月「とうきょうまなびプラン '97」を策定し、すべての都民がライフステージに応じて自由に学習機会を選択でき、その成果が社会において適切に評価されるような、豊かな生涯学習社会を築いていく道筋を明らかにするとともに、東京都の生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

その後、平成12年、東京都生涯学習審議会は、地方分権一括法の施行を背景に「都民の地域社会づくりへの参画と生涯学習のあり方」を建議し、生涯学習推進のために次

のような取り組みが重要であるとしました。

- 1 社会参画に向けた学習の推進（社会参画するため、体験型、問題発見・解決型の学習を推進し、活動と学習が循環するしくみをつくる。）
- 2 地域社会への参加のきっかけづくり（地域社会への参加や学習への参加のきっかけがつかめない人々の支援と父親の地域活動への参加促進）
- 3 生涯学習関連機関の連携を可能にするコーディネーター[※]機能
 - (1) さまざまな機関の連携
 - (2) コーディネーター機能の充実（コーディネーター機能を担う人材の養成と育成プログラムの共同開発、講座の実施）
- 4 情報の提供や相談の充実（生涯学習情報のきめ細かい提供体制の整備の検討とともに情報の活用講座の実施、「総合的な学習の時間」に対する学習相談等図書館などのレファレンス[※]機能の充実）

さらに、平成14年10月の答申、「地域における「新しい公共」を生み出す生涯学習の推進～担い手としての中高年世代への期待～」では、今後の生涯学習推進施策の展開には、「会社人間」と言われる中高年に焦点をあて、地域で暮らす住民が学習の成果を生かし、地域をつくる担い手となっていくことができるよう求めています。いわゆる地域を舞台とした「第三の教育の場」の創出、子どものみではなくすべての住民を視野に入れた「地域の教育力」の向上と、中高年をはじめとする大人の地域づくりへの参画を結びつけることが大切であり、こうした視点から、学校、家庭、地域による協働の方策をさらに検討し、国、都、区市町村が連携して施策を推進していくことが重要であるとしています。

そして、都は平成15年4月、「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について」～社会教育行政の再構築に向けて～を生涯学習審議会へ諮問しました。

その内容は、子どもや若者が社会の形成者になることを目指し、その一員としての使命、役割を自覚して行動する力（『次代を担う力』）を身につけていくため、

- (1) 国及び都が進める教育改革を踏まえ、「家庭教育支援」と「地域教育力の向上」に取り組む社会教育施策を検討する。
- (2) あわせて、学校教育を支援し、学校教育と連携した社会教育行政のあり方について検討する。

というものであり、平成17年3月をめどにまとめられる答申に基づき、21世紀の東京の創造的発展を担う子どもたちを育てるという視点から、学校、家庭、地域、社会全体を視野に入れるとともに、幼児期から青年期までの各発達段階をトータルにとらえた「東京都教育ビジョン」を策定し、東京都における新たな教育改革の道筋を都民に示していくこととしています。

第2章

あきる野市における生涯学習の歩み

I あきる野市の生涯学習のはじまり

あきる野市の生涯学習は、旧秋川市・旧五日市町の社会教育行政を中心とした長い歴史を持ち、社会教育事業・スポーツ事業・図書館活動・青少年教育等さまざまな社会教育関係事業を中心に展開してきました。

そして、平成7年9月秋川市と五日市町の合併により誕生したあきる野市は、新しいまちづくりの指針となる「新市建設計画」を策定し、その基本方針の一つとして、これまで培ってきた歴史的資源や自然資源など地域独自の文化を基本に、人や地域の主体性自立性を養うことにより、独自文化の醸成を図り、生涯学習の推進などを行うことを目的とした「人と地域の主体性を養う教育・文化の充実」を掲げました。この中では具体的な施策として、『生涯教育の実践にあたり、その方向性を体系的に定める「生涯学習推進計画」の策定、住民の意識の高揚のためのシンポジウムの開催』などがあげられています。

これを受け、合併直後の10月4日あきる野市の新施設第1号として、秋川駅北口に産業文化複合施設「あきる野ルピア」が誕生し、その4階部分をあきる野生涯学習センターと位置付けました。

生涯学習センターで取り組む事業については、市民の学習要求・知的欲求の高まりに対応した「生涯学習」の推進が重点課題とされ、その認識に立って、より多くの学習の場の提供と充実した内容を市民に提供することに努めています。また、市は、オープンスクール[※]に関し実績と経験のある学校法人日本放送協会学園（NHK学園）と「豊かな生涯学習社会実現のための相互連携・協力による基本協定」を締結し、「あきる野ルピア」の施設を活用して生涯学習事業を実施しています。

Ⅱ 「生涯学習推進計画」策定の取り組み

あきる野市においては、従来の社会の仕組みを生かしながら、新しい社会の仕組みづくりを構築していくことが求められ、平成13年3月、将来都市像を「人と緑の新創造都市」とする、あきる野市総合計画を策定しました。

この総合計画は、基本構想「ヒューマン・グリーンあきる野」と基本計画及び実施計画で構成されており、基本構想の目標年次を平成13年度から20年後の平成32年度までと定めています。そして、時代の変化に柔軟に対応していくために、基本構想の期間を前期と後期の2期に分けており、10年後の平成22年までを前期、それ以後の10年間を後期として、それぞれの方針のもとに重点施策を掲げ、まちづくりを進めています。

この基本計画の方針の一つとして『生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして』が掲げられています。そして、施策として「生涯学習の振興」が掲げられ、その中で、「市民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会のさらなる振興をめざし、生涯学習推進計画の策定や拠点整備、民間教育事業者との協力を図り、体系的な生涯学習の推進に取り組む必要があります。市内で高等教育や専門教育を受けることのできる機会の提供に取り組んでいくことも必要です。」と、課題と目標が示されました。

「生涯学習推進計画基本構想」

生涯学習の推進にあたっては、学習の主体である市民一人ひとりが生涯学習を推進していく主役であるという考え方に基づき、市民の自主・自立的な学習活動が活発に行われ、その学習成果を活用し、社会に貢献できるような環境や条件の整備を市民と協働して進めることを主眼として、平成13年12月、公募委員2名を含む各分野からの委員13名で組織する「あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会」を設置し、「生涯学習推進計画策定についての検討」を依頼しました。そして、平成15年3月28日、同委員会からあきる野市の生涯学習推進のための方向性や考え方を示した「あきる野市生涯学習推進計画基本構想」の報告を受けました。

この報告は、「あなたが主役 つくろう！ともに学び支えあう市民の生涯学習」を基本理念に、これからの生涯学習社会は学習の主体者である市民が主役となる社会であることを基調として、生涯学習社会創出のため、市民自らが生涯学習に対する理解を深め、「自分たちができることは、自分たちがやる」という意識変革を求めています。また、行政には、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指し、市民参加システムやパートナーシップによる市民との協働によるまちづくりに向けて、職員の意識改革や体制づくりを求めています。

第3章

計画の基本的考え方

I 計画の目的

この計画は、「あきる野市総合計画」の基本計画の方針として掲げられている『生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして』に基づき、市民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、多様な学習や活動を通して、生きがいを持った暮らしができる生涯学習社会を振興していくことを目的とします。そして、あきる野市民憲章の精神を生かし、生涯学習の視点からまちづくりを体系的に推進するため、基本的な考え方や目標、方向性と具体的な施策を明らかにするものとします。

II 計画における生涯学習の位置付け

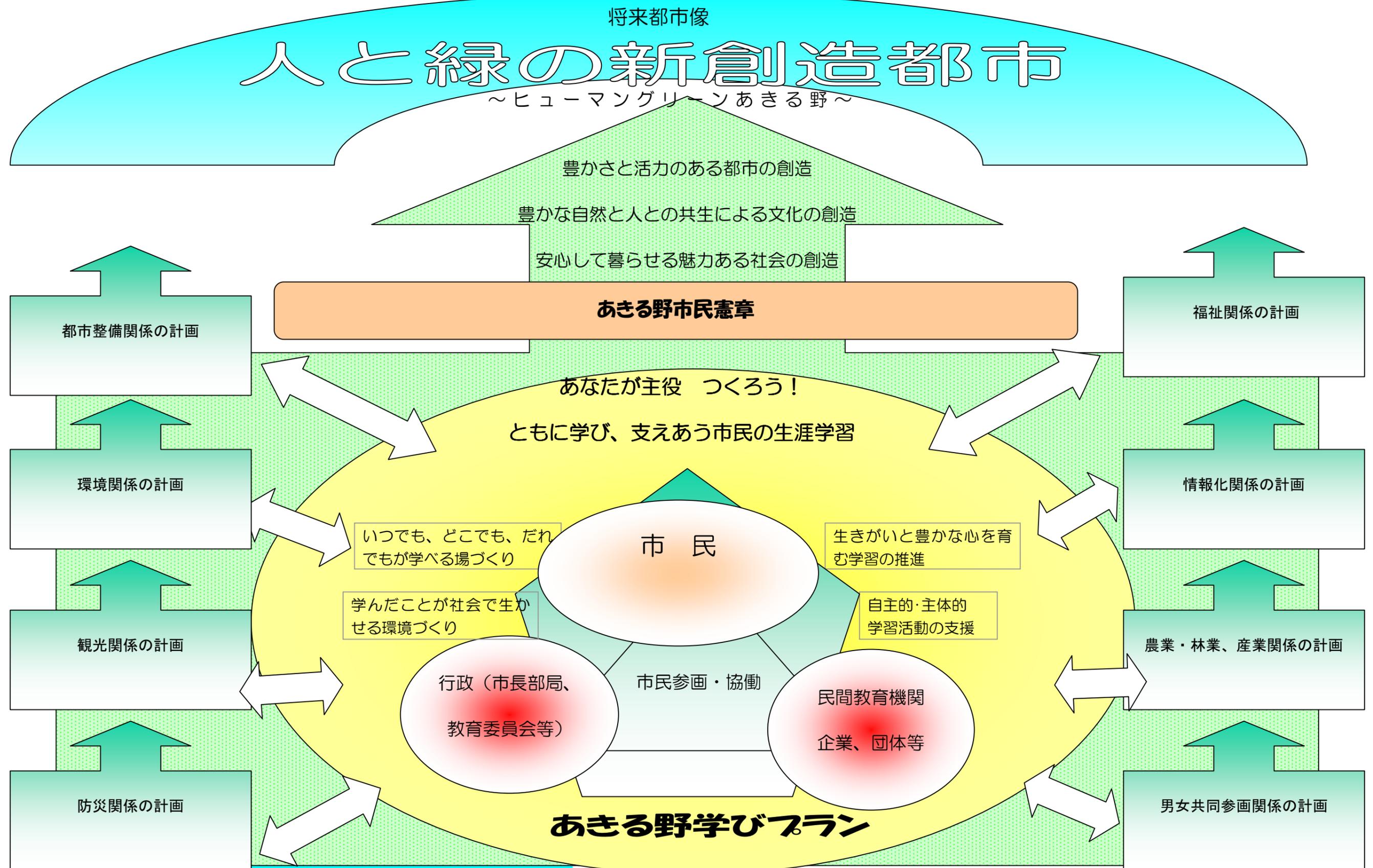
この計画では、「生涯学習」を子どもからお年寄りまですべての市民が生涯にわたって主体的に学び、生きがいを持ってより豊かに充実した生活を送ることができる生涯学習社会を築いていこうとする考え方として位置付けます。

III 計画の性格

この計画は、あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会報告「あきる野市生涯学習基本構想」を基に、学習の主体である市民一人ひとりが生涯学習を推進していく主役であることを基本として、市民の自主・自立的な学習活動が活発に行われ、その学習成果を活用し、社会に貢献できるような環境や条件を整備していくためのものです。

また、各所管事業を「生涯学習」という視点から事業を整理し、関連機関・関連部署との連携を進めるとともに共通理念の形成を図り、市民の参画の促進と協働による生涯学習社会を構築していくためのものです。

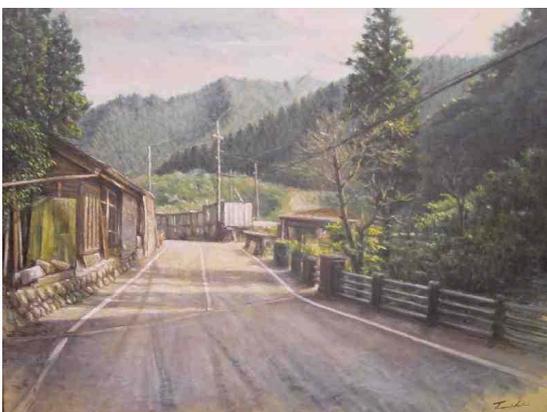
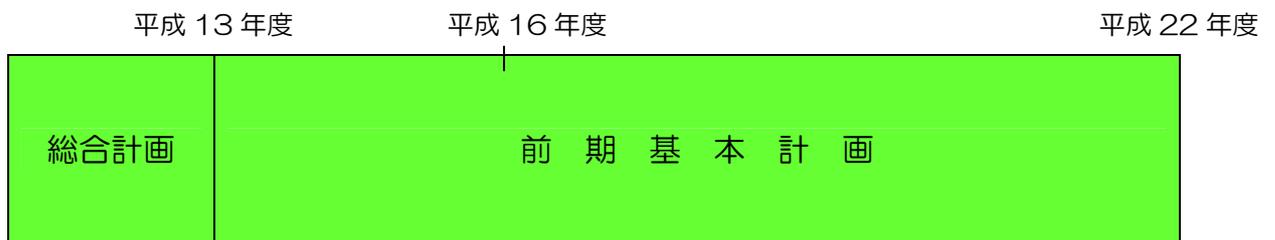
計画の基本的考え方 (イメージ)



Ⅳ 計画の期間

この計画の期間は、あきる野市総合計画前期基本計画との整合性を配慮し、平成16年度から平成22年度までの7か年とします。

そして、早急に進める必要のある施策を「重点施策」と位置付け、基本計画の初期の3年間をめどに重点的に展開します。



平成14年度あきる野美術展最優秀賞作品「養沢」

第4章

生涯学習推進の方向と 施策の体系

I 基本理念

「あなたが主役

つくろう！ともに学び、支えあう市民の生涯学習」

「生涯学習社会」とは、いつでも、どこでも、だれでもが、自分自身の目的にそって主体的に活動し、充実した人生を送ることができ、その成果が地域社会で適切に評価される社会をいいます。そして、さらに市民一人ひとりが生涯にわたる学習を通して得た成果を活用し、社会の諸活動に参加することが心の豊かさを育み、地域社会を発展させる原動力となります。

こうしたことから、生涯学習の主体者である市民と行政とが良きパートナーシップ[※]を築き、あきる野市民がいきいきと活動する生涯学習社会を創出することを目標に掲げ、生涯学習推進計画基本理念を「あなたが主役 つくろう！ともに学び、支えあう市民の生涯学習」としました。

注) 文中で※印のついている文言については、資料の用語説明をご参照ください。

Ⅱ 基本目標

市民の主体的な活動を基本として、市民と行政が協働して生涯学習活動を推進していくという考え方をもとに4つの基本目標を掲げました。

1 「いつでも、どこでも、だれもが学べる場づくり」

子どもから高齢者、障害のある方まで、すべての市民が、いつでも、どこでも、だれもが共に学べる学習機会を提供します。

生涯学習活動については、市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、学習を通して、地域社会の一員として相互支援を育む学習を基本とします。

2 「生きがいと豊かな心を育む学習の推進」

学習を通して、学ぶことの楽しさや生きがいを共有できる場づくりを支援します。

市民一人ひとりの個性を尊重し、あきる野市の豊かな自然や歴史、文化、伝統を生かした学習活動を通して自己の資質の向上と思いやりのある心の豊かさを求める学習活動を支援します。

3 「学んだことが地域社会で活かせる環境の整備」

家庭・地域・学校の連携協力を進め、地域全体で市民の活動を支援します。

学習で得た知識や自分の持つ技能・特性を生かし、地域の活動に積極的に参加し、生活を豊かにしていくための学習活動を支援します。

生涯学習の主役は市民であることを基本に、市民自らが我がまち『あきる野』を育てるという意識をもって、生活の向上と豊かな地域社会づくりに取り組むための学習活動を支援します。

4 「自主的に学び、主体的に活動できる

市民の学習を支援するしくみづくり」

市民の自主性・自発性に基ついた活動が生涯学習社会を実現していく基本であることを市民と行政がともに認識し、意識改革を図ることが必要です。そして、何をどこまで協調できるのか、具体的諸課題を明確にしつつ、パートナーシップを確立することにより市民と行政との協働によるまちづくりが実現できるといえます。

市民自らがさまざまな学習活動を企画運営・展開する力や学習を通して市民一人ひとりが主体的に社会とかがわる力をつけることにつながる生涯学習を推進します。

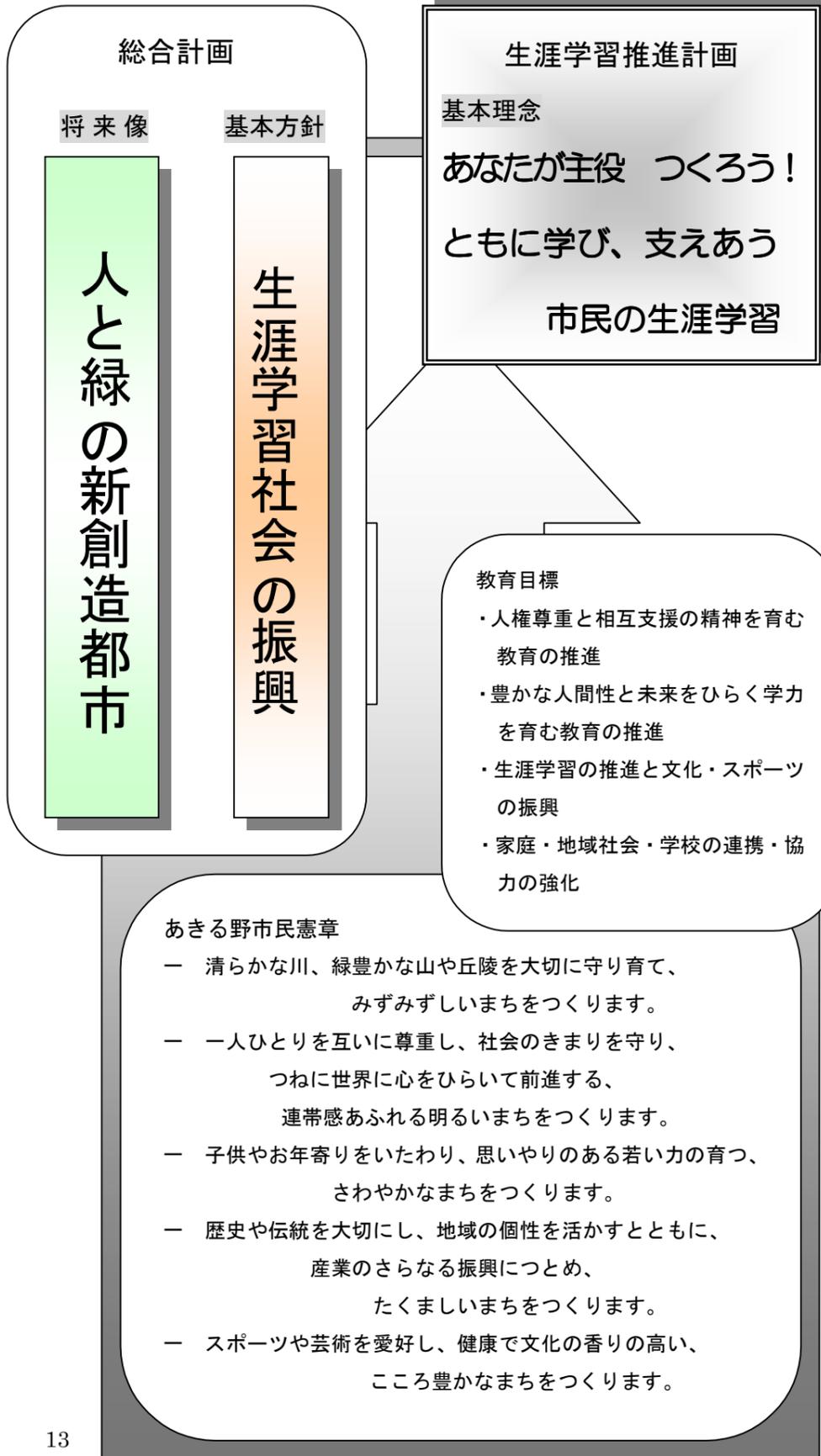
Ⅲ 基本的視点

子どもから高齢者まですべての市民が主役であることを基本に、基本目標を実現していくため、個人の学習活動を尊重し、家庭、学校、職場、地域などそれぞれの場における学習活動を支援し、まちづくりにつながる生涯学習を推進していくための施策を展開します。

Ⅳ 施策の展開

生涯学習施策の実施にあたっては、基本理念と基本目標を実現していくため、すべての生涯学習関連施策を6つの施策目標毎に整理し、それぞれに「具体的施策」を推進事業として掲げ、22年度をめどに展開します。なお、早急に進める必要のある施策を「重点施策」として位置付け、基本計画の初期の3年間をめどに重点的に展開します。（別表「あきる野市生涯学習推進計画体系図」参照）

あきる野市生涯学習推進計画体系図

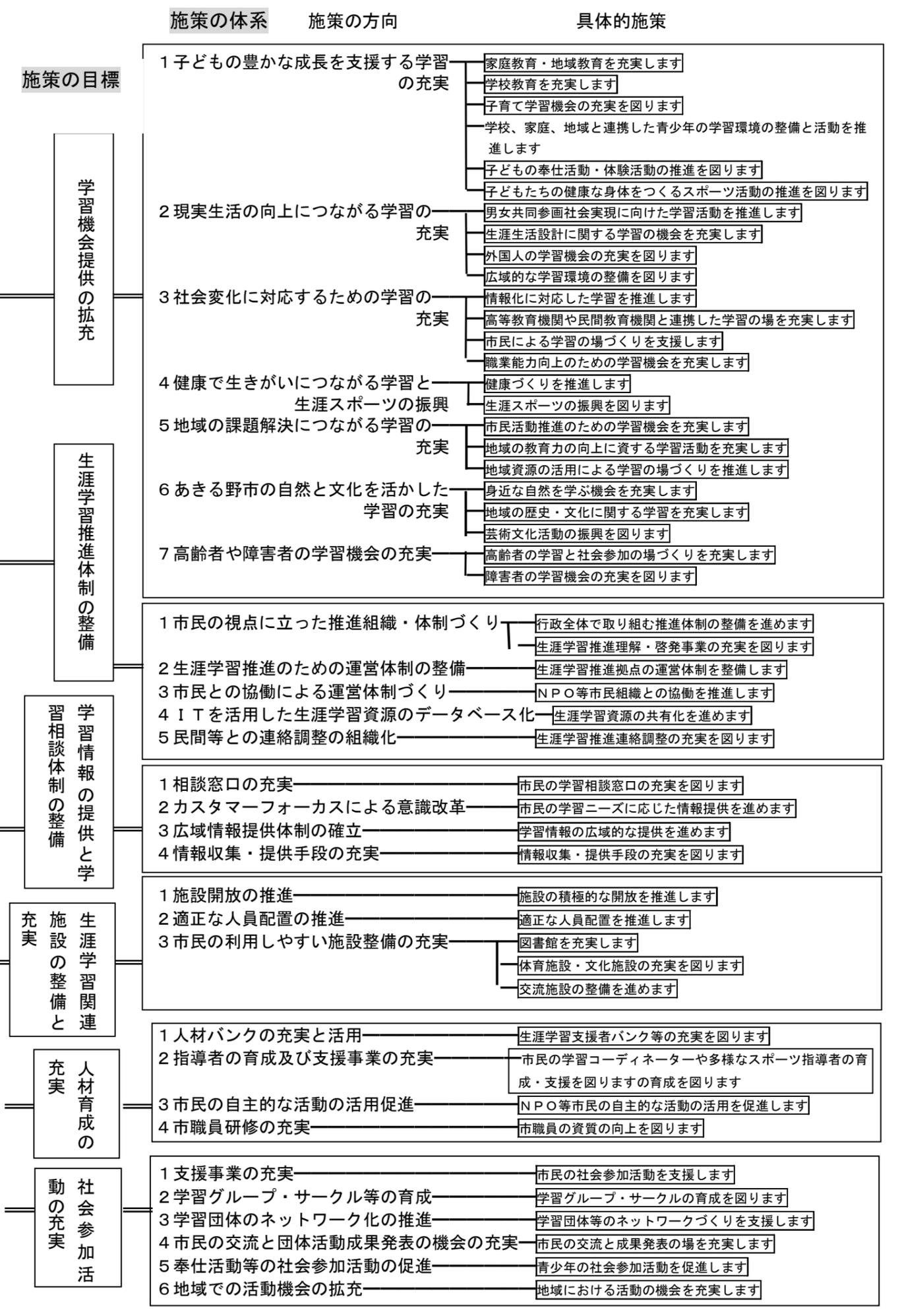


基本目標

- ① いつでも、どこでも、だれもが学べる場づくり
- ② 生きがいと豊かな心を育む学習の推進
- ③ 学んだことが地域社会で活かせる環境の整備
- ④ 自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援するしくみづくり

重点施策

- 生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習施設の整備
- あきる野市生涯学習指導者の養成、研修・認定講座の開設
- 生涯学習情報の統合とIT技術を活用した双方向情報サービスの構築
- あきる野市の地域性を活かした学習の推進
- 学校、家庭、地域と連携した青少年の学習活動の推進



第5章 重点施策

I 重点施策の考え方

基本目標を実現し、市民の総合的な学習を支援するため、優先的かつ確実に取り組む必要のある施策を重点施策として位置付け、展開を図ります。

市民の多様な学習ニーズと社会の変化に対応した生涯学習を展開するために、市民と行政が互いに意識の変革を進め、パートナーシップを確立し、協働によるまちづくりを進めるために、6つの重点施策を掲げました。

- 1) 生涯学習推進体制の基盤整備
- 2) 生涯学習関連施設の整備
- 3) 生涯学習指導者の養成、研修・認定講座の開設
- 4) 生涯学習情報の統合とITを活用した双方向情報サービス[※]の構築
- 5) あきる野市の地域性を生かした学習の推進
- 6) 学校、家庭、地域と連携した青少年の学習活動の推進

II 重点施策の進め方

重点施策は、庁内各課が横断的に連携して推進すると共に、関連機関（市民団体や民間教育業者等）とのネットワークの構築を進め、実現を図ります。

III 重点施策のスケジュール

重点施策は、計画期間の初期（3年間）において重点的に取り組みます。

IV 重点施策の内容

1) 生涯学習推進体制の整備

生涯学習社会実現のために、その主役が市民であることを基本に置き、パートナーシップを確立し、市民、民間、行政が連携し、そのための推進組織づくりに取り組みます。

(1) 生涯学習推進本部の設置

生涯学習推進計画の実施については、生涯学習が広く行政の各部署にわたることから、行政内部の横断組織による推進・調整組織として設置します。

(2) あきる野市生涯学習推進市民組織設置の検討

推進計画の理念と目標の実現、施策の進捗状況と生涯学習諸関連機関、部署の連絡・調整など、市民と民間、そして行政とが協働して生涯学習の推進にあたる機関の設置に向けた検討を行います。

2) 生涯学習拠点施設の整備

市民の生涯学習のニーズは、日常の身近な生活の場で、文化やスポーツなどを含むさまざまな分野に渡っています。多様化・高度化する市民ニーズに対応した事業展開を図るため、施設の総合的な整備と関係施設間のネットワークを構築し、生涯学習の推進を図ります。

(1) 図書館の充実

図書館整備計画を策定し、(仮称)東部図書館・中央図書館の建設と既存図書館の整備を図り、市民に資料の収集・提供、レファレンスサービス、高齢者・障害者に対するサービス等利用者のニーズに応じた図書館サービスの計画的実施と地域の情報拠点としての整備を推進します。

(2) 体育施設・文化学習施設の充実

秋川体育館・中央公民館等の生涯学習拠点整備を推進します。また、公民館等の運営体制の見直しを図り、地域の特徴を活かした学習活動の充実を図ります。

(3) 交流施設の整備

観光、レクリエーション施設の整備を進め、市民をはじめ多くの人々が交流し、憩える施設を整備します。

3) 生涯学習指導者の養成、研修・認定講座の開設

あきる野市の生涯学習を振興するためには、市民の主体的な参加が望まれています。こうした市民参画社会の実現のため、その核となる「生涯学習指導者(生涯学習ボランティア、コーディネーター)」の養成及びその組織化を図っていきます。

(1) 「生涯学習指導者養成・研修講座」の開設

生涯学習指導者を養成するため、研修や講座を開設し、生涯学習ボランティアやコーディネーターなど、行政のパートナーとして活躍できる人材の育成を図っていきます。また、講座修了者の学習活動を支え、学習やその成果をもとに社会的な活動を展開したい人への励みになるよう、学習成果を評価できるシステムの構築を図ります。

(2) 人材バンクの充実

学習で得た知識や技能を生かして社会に還元する活動を広めていくことは、豊かな生涯学習社会を実現する原動力となるものです。現在実施している生涯学習支援者バンク事業、市民解説員養成事業等の充実を図り、文化、スポーツ等のさまざまな分野で活躍している市民を把握するとともに、これらの情報を広く市民に公開し、より多くの生涯学習活動の機会を提供できる体制整備を図ります。

(3) 指導者ネットワークの構築

生涯学習指導者研修会、スポーツ指導者講習会等の開催等を通して、さまざまな分野で活躍する指導者の資質の向上を図るとともに、情報交換、課題解決を図る場の設置を検討し、指導者ネットワークの構築を進めます。

4) 生涯学習情報の統合とIT[※]を活用した双方向情報サービスの構築

生涯学習情報の収集・提供については、市の広報等を利用して行っていますが、今後さらに、高度情報化に対応したIT[※]を活用した情報システムの構築を図ります。

(1) 学習情報のデータベースの整備

イベント・講座・市民の活動等の学習情報、人材バンク、学習施設の予約、資料検索、相談等学習にかかわる情報を一元化し、学習情報のデータベースの整備を図ります。

(2) 学習情報システム[※]の整備

生涯学習ガイドブックの発行、総合相談窓口の設置、生涯学習ホームページ[※]の整備、電子メール、掲示板などを利用した市民の情報交換の場を整備していきます。

(3) 学習情報の積極的な提供

市民生活向上のための自主的な学習機会への職員の派遣、いわゆる「[※]出前講座」の実施とインターネット[※]を利用した在宅学習の提供を推進します。

5) あきる野市の地域性を生かした学習の推進

市民憲章に掲げられている「清らかな川、緑豊かな山や丘陵を守り育て、歴史や伝統を大切に作る心を育み、地域の個性を活かす」ための学習を市民と行政、地域が共に連携し、積極的に進めていきます。

(1) 体験学習などの学習機会の積極的な提供

あきる野市の豊かな自然、産業、歴史・文化を伝える体験学習などの学習機会を積極的に提供します。

(2) 先端技術と専門的知識の学習機会の提供

IT関連をはじめとする先端技術を持つ市内の企業や豊富な経験と人材を有する民間教育事業者、高等教育機関等との連携・協力のもとに、時代の変化に対応し、市民の多様化するニーズに応じた学習プログラムの開発等の推進を図っていきます。

(3) 文化、スポーツ・レクリエーションの振興

市民が生涯を通じてスポーツと芸術に親しみ、健康で文化の香り高いまちづくりを進めるために、文化、スポーツ・レクリエーション活動の拠点整備、指導者の養成等を進めます。

6) 学校、家庭、地域と連携した青少年の学習活動の推進

子どもたちが生活する社会で起こるさまざまな問題について、学校、家庭、地域が連携して解決し、改善していくための取り組みとして、社会の一員としての責任を果たすことができる「生きる力」を持った青少年を育成するための学習活動を推進します。

(1) 開かれた学校づくりの推進

公開授業の積極的な実施等学校情報の地域への展開と学校教育資源（施設、人材等）の地域開放など、地域における学習活動の拠点としての整備を進めます。

(2) 子どもの体験活動・奉仕活動の推進と場の整備

「生きる力」を持った青少年を育成するためには、自然や社会の現実に直接触れる体験の中での感動や疑問が成長の手がかりとなっていくことから、子どもの時の体験活動を広げ、深めていくための事業を展開します。また、町内会・自治会、青少年健全育成地区委員会等と連携・協力し、児童館の活用など地域の中で育つための環境づくりや青少年が利用しやすい施設整備等居場所づくりを進めていきます。

(3) 家庭の教育力向上の学習機会の整備

「家庭の[※]日」の推進をはじめ、家庭の教育力を向上するための学習機会を関連機関と連携し、整備します。

(4) 子育て支援ネットワークづくりの推進

幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等関係機関と連携した子育て支援体制の整備と子育て支援のための人材養成を図ります。

(5) 学校週5日制に対応した学校外活動の充実

学校週5日制により、休日となった土曜日を中心とした週末における青少年の学校外活動の充実と地域資源（人材や施設など）を活用した活動の場づくりを推進します。



「さわれる土曜日」（二宮考古館）

第6章 施策の体系と

具体的施策、推進事業

生涯学習は、市民の自主性・自発性により行われることを基本としますが、その学習を支援していくためには、行政のみならず、関係機関との連携を図り、体系的に施策を展開していく必要があります。これらの施策を生涯学習の視点から6つの目標に整理し、それぞれ具体的施策とそれを実施するために、個別の事業を掲げ、展開を図っていきます。

事業の表の見方について

- 1 事業ごとの種類については、
 - 「◎」－重点施策として、3年間をめぐりに取り組む必要のあるもの
 - 「○」－その他の施策として計画期間内にその推進を図るもの
- 2 展開区分は、
 - 「新規」－16年度以降新たに実施する事業
 - 「継続」－計画策定以前にすでに実施している事業
 - 「検討」－事業化や見直しについて検討を行う事業

施策の目標

I 学習機会提供の拡充

現状と課題、基本方針

学習機会の提供については、現在、講座や教室等の方法により担当部署ごとに別個に実施されているため、学習課題のつながり、学習方法の選択、学習の積み重ねなどができにくい状況にあります。また、市民の学習ニーズと学習成果に応じた学習機会が効果的に提供されていないこと、参加できる人が限られていること、地域的な格差があることなどの課題があります。対象についても、成人や高齢者など参加しやすい年齢層が中

心となっている傾向が見られ、障害のある方、外国人の方、特に成人青年に対する学習活動の場が少ない状況にあります。さらに、学校週5日制の実施等を背景に、地域の教育力の活性化が求められるなか、中学生・高校生の自主・自立を支援する活動、体験的・奉仕的活動等の学習機会が少なく、家庭教育の学習機会の充実とともにその拡充が求められています。

加えて、社会状況の変化により、行政、民間教育機関、高等教育機関、メディア等にリカレント教育や職業に活かすための学習の場が求められてきています。

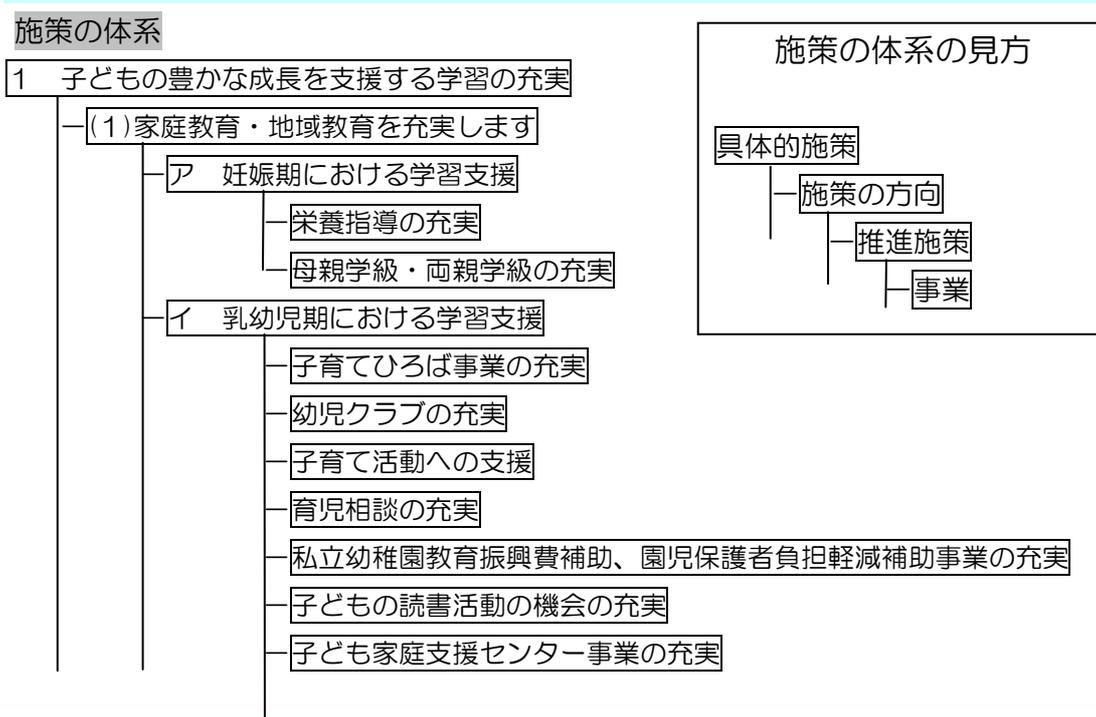
このようなことから、行政のみならず市内で行われる事業がネットワークとして結びつき、民間教育機関や企業等と連携・協力し、分担し合いながらより広く深い学習機会の提供とその拡充を図っていきます。

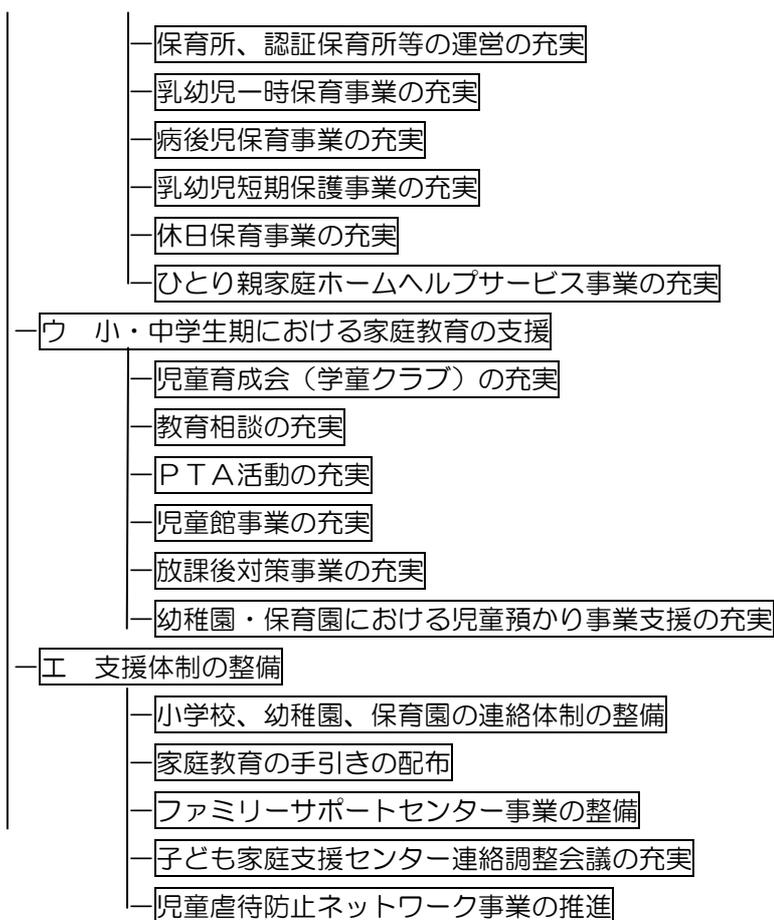
施策の方向と推進事業

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

乳幼児期・小中学生期は、心身の発達が著しく、生涯にわたる学習の基礎を培い、豊かな人間性と社会性を身につける最も重要な時期です。学校教育を基本に、子どもたちが「生きる力」をつけ、豊かな心を育むことができるよう、家庭教育・子育て支援に関する学習の場を拡充し、家庭・地域の教育力を高めていきます。特に、学校、家庭、地域が連携した青少年の体験活動を通じた学習機会の拡充を推進していきます。

(1) 家庭教育・地域教育を充実します





ア 妊娠期における学習支援

事業名	目的・内容	種類	展開	所管課
栄養指導の充実	妊産婦及び乳幼児に対する栄養指導の充実を図る。	○	継続	福祉部健康課
母親学級・両親学級の充実	初産の妊娠16週から29週までの妊婦及びその配偶者等初めて親となる夫婦や子育て経験の少ない世代を支援するために基本的な情報提供と子育てや乳幼児の健康に関する相談を通して安心して子育てができる環境を充実する。	○	継続	福祉部健康課

イ 乳幼児期における学習支援

事業名	目的・内容	種類	展開	所管課
子育てひろば事業の充実	保育所等の機能を活用して、子育てに関する相談、育児講座等の啓発活動、子育てサークル等の育成及び支援等を行う。	○	継続	福祉部児童福祉課
幼児クラブの充実	2・3・4歳児の親子を対象に、集団活動をとおして幼児の遊びと母親同士の子育ての交流の場として実施する。 8 児童館で実施。週1回	○	継続	社会教育部社会教育課
子育て活動への支援	子育てグループの形成や運営を支援し、地域組織化を図る活動の場を提供する	○	継続	社会教育部社会教

	とともに、子育てグループとの共催による講習会の実施等を通して、子育て活動を支援する。			育課 福祉部児童福祉課
育児相談の充実	未就学児を対象に育児に関する相談事業として、安心して子育てができる環境を充実する。	○	継続	福祉部健康課
私立幼稚園教育振興費補助、園児保護者負担軽減補助事業の充実	幼稚園や園児保護者への助成を行い、経費負担の軽減を図ることにより、子どもの育成体制の充実と幼児教育の振興を図る。	○	継続	学校教育 部庶務課
子どもの読書活動の機会の充実	絵本の読み聞かせ、おはなし会等、幼児期から本に親しむ機会の充実を図る	◎	継続	社会教育 部図書館
子ども家庭支援センター事業の充実	地域子育て支援の中核的な機関として、子どもや家庭に関する総合相談、支援サービスの調整、子育てグループの育成及び支援等を行う。	○	継続	福祉部児童福祉課
保育所、認証保育所等の運営の充実	児童を心身ともに健やかに育成するため、保育に欠ける乳幼児を保護者代わりに保育する。	○	継続	福祉部児童福祉課
乳幼児一時保育事業の充実	家庭における子育ての精神的・肉体的負担を軽減するため、子どもの保育が一時的に困難な場合に、児童福祉施設で預かる体制の整備の充実を図る。	○	継続	福祉部児童福祉課
病後児保育事業の充実	保育所に通所している児童で、病気の回復期にあることから集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務等により家庭で育児にあたるのが困難な時に一時的に保護者に代わって子どもを預かる病後児保育事業の充実。	○	継続	福祉部児童福祉課
乳幼児短期保護事業の充実	保護者が疾病等の理由により、乳幼児の保育が一時的に困難となった場合に、保護者に代わって子どもを一定期間施設に保護する、短期保護事業の充実。	○	継続	福祉部児童福祉課
休日保育事業の充実	保育所に通所している児童で、保護者の就労等により休日における家庭での保育に欠ける児童を預かり、保護者の子育てと就労との両立を支援する。	○	継続	福祉部児童福祉課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の充実	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う。	○	継続	福祉部児童福祉課

ウ 小・中学生期における家庭教育の支援

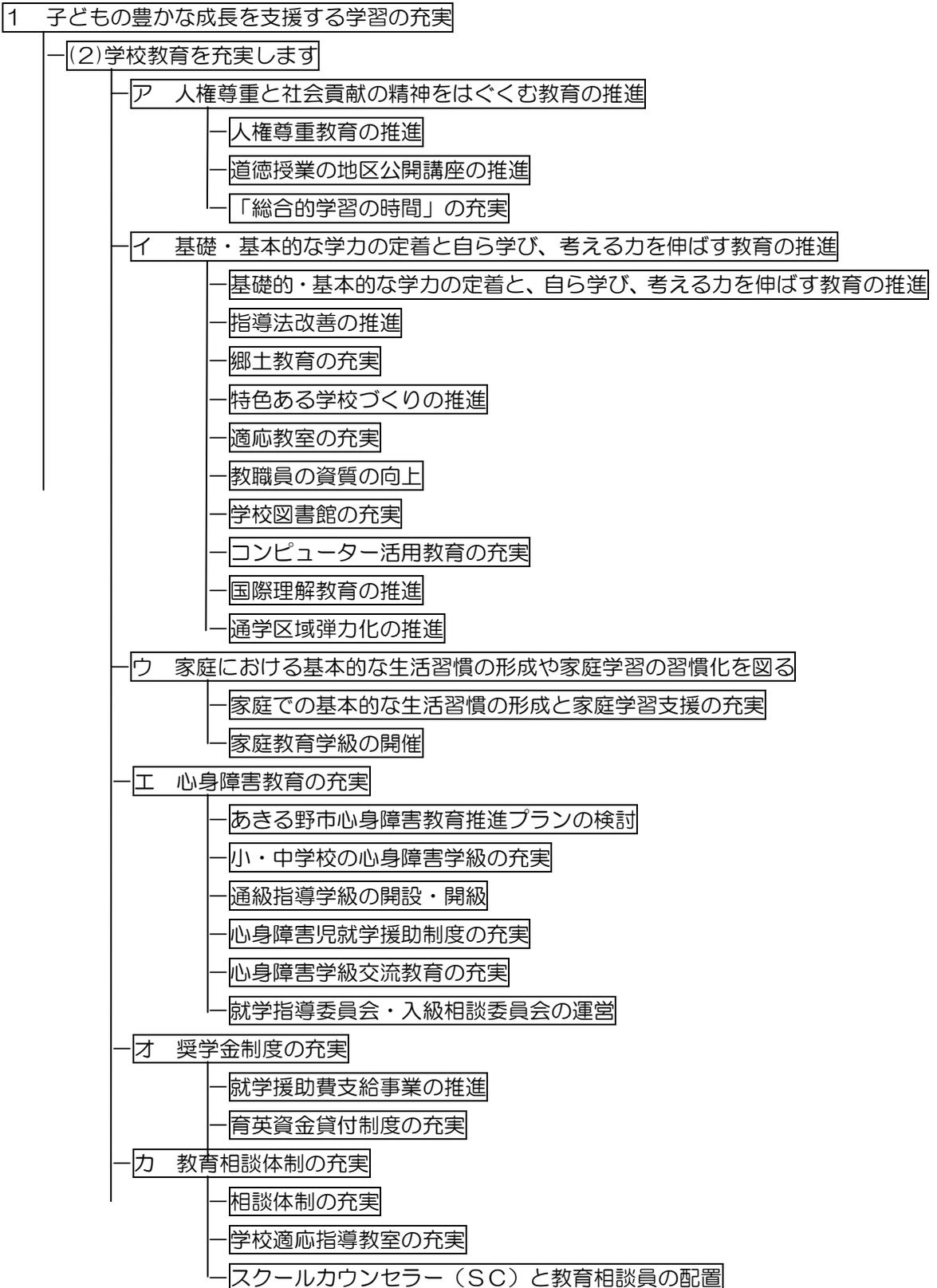
事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
児童育成会（学童クラブ）の充実	放課後家庭において、保護者の労働や疾病などにより、適切な監護が受けられない児童のための児童育成会、学童クラブの充実	○	継続	社会教育部社会教育課
教育相談の充実	教育相談所、子ども家庭相談所を中心とした総合的な教育相談	○	継続	学校教育部指導室 社会教育部社会教育課
P T A活動の充実	学校と保護者が協力し、よりよい家庭教育や学校教育、さらに子どもが豊かに育つことができるような住みよい地域社会づくりをめざして行うP T A活動を充実する。	○	継続	学校教育部指導室 社会教育部社会教育課
児童館事業の充実	遊びを通じた子どもの健全な育成につながる児童館事業の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
放課後対策事業の充実	児童館が設置されていない小学校区に児童クラブを設置し、子どもの遊び場を確保する。	○	継続	社会教育部社会教育課
幼稚園・保育園における児童預かり事業支援の充実	幼稚園・保育園等における学童期の預かり保育事業に対する支援を充実する。	○	継続	福祉部児童福祉課 学校教育部庶務課

エ 支援体制の整備

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
小学校、幼稚園、保育園の連絡体制の整備	子どもの育成環境を小学校、幼稚園、保育園が連携して取り組むための連絡体制を整備する。	○	継続	学校教育部庶務課 指導室 福祉部児童福祉課
家庭教育の手引きの配布	新生児、小学1年生・中学2年生の保護者に家庭での教育、しつけの参考資料として家庭教育の手引書を配布する。	○	継続	社会教育部社会教育課
ファミリーサポートセンター事業の整備	育児の援助を受けたい人で行いたい人が助け合い、保育園の送迎等、仕事と育児の両立支援するシステムを整備する。	◎	新規	福祉部児童福祉課
子ども家庭支援連絡調整会議の充実	子どもの育ちにかかわる関係機関の連携及び問題意識の共有化を図る。	◎	継続	福祉部児童福祉課
児童虐待防止ネットワーク事業の推進	児童相談所、保健所、警察などの関係機関や医師、弁護士などの専門家を含めた連携組織を設置する。	○	新規	福祉部児童福祉課

(2) 学校教育を充実します

施策の体系



ア 人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
人権尊重教育の推進	子どもたちが、社会生活の基本的なルールを身につけ、「思いやり」や「助け合い」の心をはぐくむことができるよう、心の教育と地域社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献しようとする教育を推進する。	○	継続	学校教育 部指導室
道徳授業の地区公開講座の推進	道徳の時間の授業を広く保護者や市民に公開し、よりよく生きるために、学校・家庭・地域がともに考え、話し合う場として全小・中学校、全学年・学級で実施する。	○	継続	学校教育 部指導室
「総合的学習の時間」の充実	「生きる力」の育成を目指し、各学校がそれぞれ創意工夫を生かし、自ら学び、自ら考える力の育成と学び方や調べ方を身に付けることなどを狙いとして、自ら課題を設けて行う学習や将来の生き方を考える学習を充実する。	○	継続	学校教育 部指導室

イ 基礎・基本的な学力の定着と自ら学び、考える力を伸ばす教育の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
基礎的・基本的な学力の定着と、自ら学び、考える力を伸ばす教育の推進	基礎的・基本的な学力の定着調査を実施し、子どもの自ら学び、自ら考える力を伸ばし、「生きる力」をはぐくむために、個に応じた多様な教育を推進する。学力の定着・向上のために、家庭における基本的な生活習慣の形成や家庭学習の習慣化を図る。	○	継続	学校教育 部指導室
指導法改善の推進	少人数指導や、チームティーチングなどを導入し、児童・生徒への指導法の改善に努める。	○	継続	学校教育 部指導室
郷土教育の充実	わが国や世界の文化・伝統に触れる機会を多様にし、郷土を愛する心と誇りをはぐくむとともに、和楽器を整備し、多様な文化に対する理解を深める教育を推進する。	○	継続	学校教育 部指導室
特色ある学校づくりの推進	子どもや保護者の願いを実現できるよう、学校施設・設備の充実を進め、地域人材の活用等を通して、特色ある学校づくりと学校運営の改善を図る。	◎	継続	学校教育 部指導室
適応教室の充実	学校生活に不応感を抱いている児童・生徒、及び不登校の児童・生徒のための適応指導教室の充実を図る。	○	継続	学校教育 部指導室

教職員の資質の向上	子どもの教育の基盤となる教員の資質向上を図るために、各種委員会、研修会の企画運営及び研究奨励事業を推進し、ライフステージに応じた研修を一層充実する。個性を生かす学校教育の充実。	○	継続	学校教育 部指導室
学校図書館の充実	学校図書館用図書を整備し、読書を通じた人間形成を図る。	◎	継続	学校教育 部指導室 学務課
コンピューター活用 教育の充実	各小・中学校に配置されているコンピューターを活用し、高度情報化社会に対応した児童・生徒の情報処理能力の向上を図る。	○	継続	学校教育 部指導室
国際理解教育の推進	AET（assistant English teacher：英語指導助手）の派遣と外国語指導員派遣事業を通して、異文化体験等の推進を図る	○	継続	学校教育 部指導室
通学区域弾力化の推進	地域の実情と保護者の意向に配慮し、通学区域制度の周知や相談体制を整備し、小・中学校の通学区域制度の弾力的運用を推進する。	○	継続	学校教育 部学務課

ウ 家庭における基本的な生活習慣の形成や家庭学習の習慣化を図る。

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習支援の充実	家庭の役割を見直し、家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習の習慣化を図るため、資料配布等意識啓発事業を推進する。	◎	新規	学校教育 部指導室
家庭教育学級の充実	児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場の充実を図る。	◎	継続	社会教育 部社会教育課

エ 心身障害教育の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
あきる野市中心身障害教育推進プランの検討	特別支援教育への移行についての基本的考え方及び指針を検討する。	○	新規	学校教育 部指導室
心身障害学級の充実	心身に障害のある子どもが、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、心身障害学級の充実を図る。	○	継続	学校教育 部指導室
通級指導学級の充実	学習障害や多動、また情緒的に不安定で心理的問題をもつ子どもが、各学校の通常の学級に在籍したまま通級し、個別指導や小集団指導を受けられるよう通級指導学級の充実を図る。	○	継続	学校教育 部指導室
心身障害児就学援助制度の充実	就学奨励として、保護者の経済的負担を軽減するため、心身障害学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し援助の充実を図る。	○	継続	学校教育 部学務課

心身障害学級交流教育の充実	障害を持つ児童・生徒の幅広い交流を促進するとともに、心身障害学級のない学校との交流の促進に努める。	○	継続	学校教育部指導室
就学指導委員会・入級相談委員会の運営	障害の種類・程度等に応じた適切な教育の内容及び方法について、専門家の意見や保護者の意見を聴いて、児童・生徒にとってふさわしい教育を行うことをめざし、就学指導委員会・入級相談委員会運営を充実する。	○	継続	学校教育部指導室

才 奨学金制度の充実

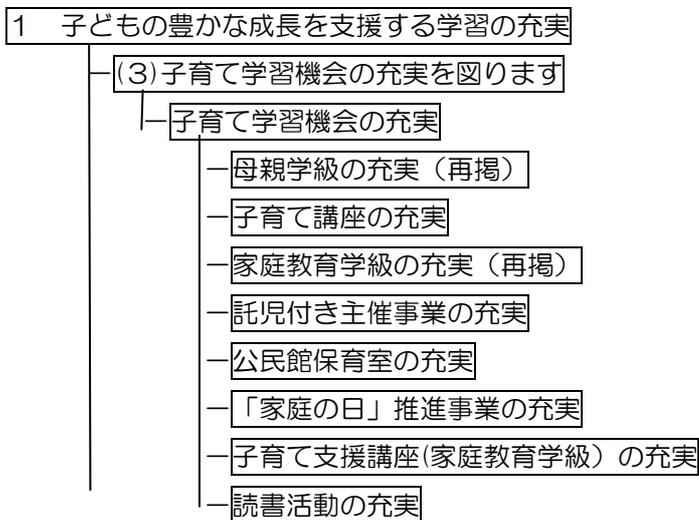
事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
就学援助費支給事業の充実	就学奨励として、保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助費支給事業の充実を図る。	○	継続	学校教育部学務課
育英資金貸付制度の充実	高校、大学などに進学する生徒、学生に修学に必要な資金を貸付し有用な人材を育成する。	○	継続	学校教育部学務課

カ 教育相談体制の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
相談体制の充実	教育におけるさまざまな問題を早期発見し、解決するため、教育相談所における相談体制を充実する。	○	継続	学校教育部指導室
学校適応指導教室の充実	不登校児童・生徒の学校不適応感解消のため、学校適応指導教室(せせらぎ教室)を充実する。	○	継続	学校教育部指導室
スクールカウンセラー(SC)と教育相談員の配置	児童生徒の心理的な発達を援助し、「心の教育」や「生きる力」を育てるため、児童生徒の人間形成に関わる諸問題に対して援助していくスクールカウンセラーと教育相談員の配置を充実する。	○	継続	学校教育部指導室

(3) 子育て学習機会の充実を図ります

施策の体系

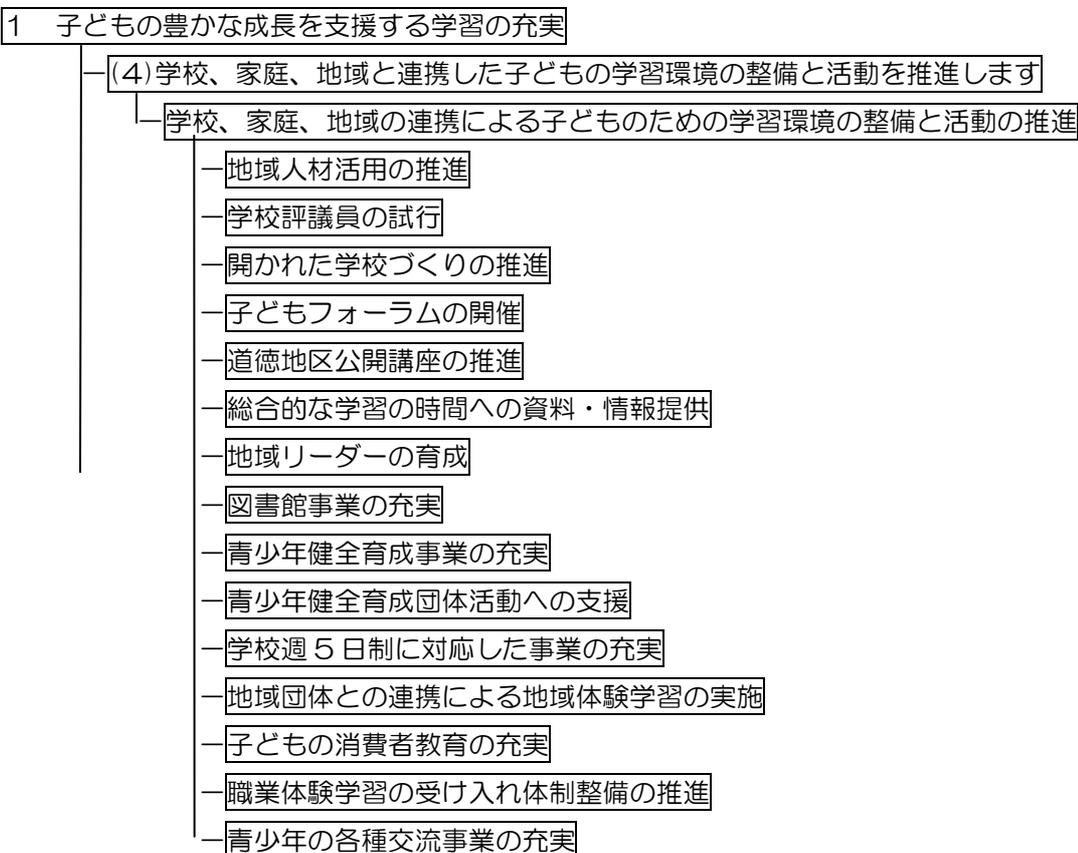


子育て学習機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
母親学級の充実(再掲)	初産の妊娠16週から29週までの妊婦及びその配偶者を対象に、乳幼児の子育ての基本的な知識について学ぶ場として、母親学級の充実を図る。	○	継続	福祉部健康課
子育て講座の充実	「初めての赤ちゃんとのかかわり」等初めて親となる両親等を対象に実施する。	○	継続	福祉部児童福祉課
家庭教育学級の充実(再掲)	児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として家庭教育学級を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課
託児付き主催事業の充実	子育て中の親が、育児や子どもの成長に関する学習を受けられるよう、託児付き講座教室等を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課
公民館保育室の充実	子育て中の親が、活動や学習の機会が持てるよう公民館保育室の活用を促進し、その充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
「家庭の日」推進事業の充実	「絵画」「作文」募集、親子観劇会等の事業を充実し、「家庭の日」の趣旨を市民に周知し、家族のあり方、家庭の大切さについて考える機会の充実を図る。	◎	継続	社会教育部社会教育課
子育て支援講座(家庭教育学級)の充実	子育て支援に関する学習の機会として、家庭教育学級等学習の場を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課
読書活動の充実	親と子が本を通してふれあい、コミュニケーションを高めるために、読み聞かせ、原画展等の読書活動を充実する。	◎	継続	社会教育部図書館

(4) 学校、家庭、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進します

施策の体系



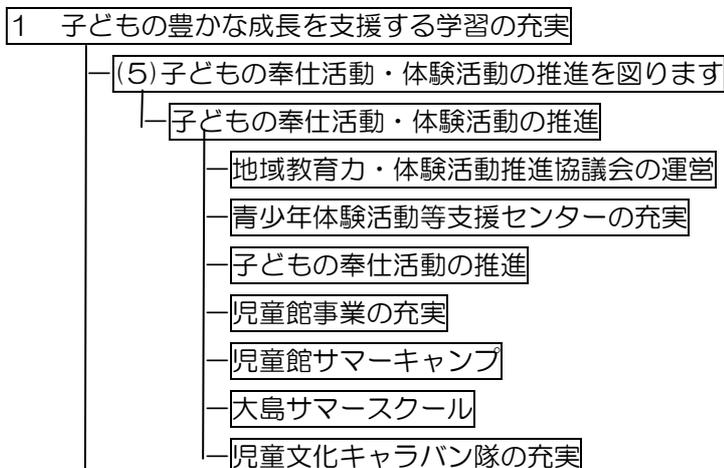
学校、家庭、地域の連携による子どものための学習環境の整備と活動の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
地域人材活用の推進	総合的な学習の時間をはじめ、学校課外部活動等学校活動を充実し、自ら学び、自ら考える力を育成するため、地域の持つ人材を積極的に登用し、地域と連携した学校づくりを推進する。	◎	継続	学校教育 部指導室
学校評議員の試行	家庭や地域の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況を周知するなど、開かれた学校作りを推進するために、学校評議員の導入を試行する。	○	継続	学校教育 部指導室
開かれた学校づくりの推進	学校を拠点とした市民の生涯学習を推進するため、地域が学校教育を支援し、学校の人材等学校資源を活かすとともに、開かれた学校づくりを推進する。	◎	継続	学校教育 部指導室 社会教育 部社会教育課
子どもフォーラムの開催	学校における体験活動の推進、家庭教育のあり方等の課題について、各層の市民が集い、話し合う場として開催する	○	継続	学校教育 部指導室

道徳地区公開講座の推進	小・中学校における道徳授業の活性化を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに家庭・地域社会・学校の連携による道徳教育を推進する。	○	継続	学校教育 部指導室
総合的な学習の時間 への資料・情報提供	自ら学び、自ら考える力の育成について、地域の持つ人材や歴史、文化、生活などの資料や地域資源を積極的に提供する	○	継続	社会教育 部社会教 育課
地域リーダーの育成	青年を対象に、野外活動等の研修を通し、地域で中心になって活動するリーダーを養成する。	○	継続	社会教育 部社会教 育課
図書館事業の充実	読み聞かせ、読書会、研修会、映画会、原画展等主催事業の実施とともに、設備や資料の提供などを通して地域、学校、関係団体等との連携協力による図書館事業の充実を図る。	◎	継続	社会教育 部図書館
青少年健全育成事業 の充実	青少年の健やかな成長を支援する活動及び事業を充実する。	◎	継続	社会教育 部社会教 育課
青少年健全育成団体 活動への支援	異年齢が共に活動する場を提供している青少年の地域団体への支援を行う。青少年健全育成地区委員会、中学校区健全育成推進会議へ助成を行う。	○	継続	社会教育 部社会教 育課
学校週 5 日制に対応 した事業の充実	学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などの様々な活動の機会を子どもたちに提供し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育む事業を充実する。	○	継続	社会教育 部社会教 育課
地域団体との連携に よる地域体験学習の 実施	学校、家庭、地域が協力し、体験を通して課題の解決に取り組む事業を支援する。	○	継続	総務部地 域振興課
子どもの消費者教育 の充実	子どもを対象に、金銭教育講座等の開催により、ものやお金を大切にすることを学ぶ学習を充実する。	○	継続	環境経済 部商工観 光課
職業体験学習の受け 入れ体制整備の推進	児童生徒に健全な勤労観、職業観をはぐくむとともに、地域理解を深め、郷土愛をはぐくむため、職業体験学習やインターンシップを通じた学習の機会として、地域の理解と協力による受け入れ環境の整備を進める。	○	継続	学校教育 部指導室
青少年の各種交流事 業の充実	国際姉妹都市マールボロウ市、友好姉妹都市宮城県志波姫町、友好都市東京都大島町等との青少年の相互交流機会の充実を図り、互いの歴史・文化等の理解と友好を深め、次代を担う人材の育成につながる交流事業を充実する。	○	継続	企画財政 部企画課 学校教育 部指導室 社会教育 部社会教 育課

(5) 子どもの奉仕活動・体験活動の推進を図ります

施策の体系

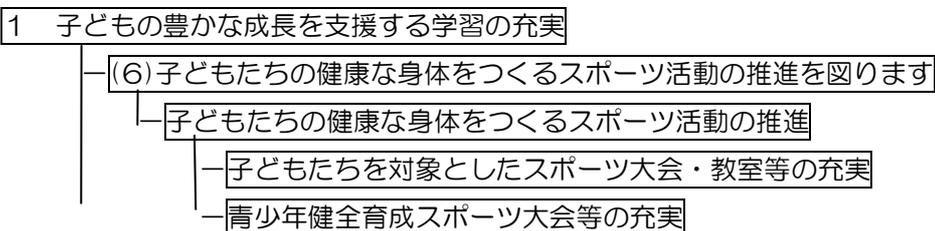


子どもの奉仕活動・体験活動の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
地域教育力・体験活動推進協議会の運営の充実	青少年関係団体の代表者等で組織し、奉仕活動・体験活動を通じた青少年の育成のあり方等について協議・検討する。	◎	継続	社会教育部社会教育課
青少年体験活動等支援センターの充実	青少年の奉仕活動・体験活動を支援するために人材登録・紹介、調整等を行う体験活動等支援センターを充実する。	◎	継続	社会教育部社会教育課
子どもの奉仕活動の推進	社会福祉協議会が主催する青少年を対象とした「夏体験ボランティア」の実施の受け入れを積極的に進め、子どもの奉仕活動を推進する。	◎	継続	社会教育部社会教育課
児童館事業の充実	こどもの遊びの拠点として、さまざまな体験を通じた事業の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
児童館サマーキャンプ	自然の中で、仲間との交流や野外体験、生活体験を通して生きる力を培うことを目的に実施する。	○	継続	社会教育部社会教育課
大島サマースクール	友好都市である大島町を訪れ、あきる野市とは違う環境の中で、普段と違った様々な体験をし、また、大島町の人々との交流を通じて青少年の健全育成を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
児童文化キャラバン隊の充実	児童館利用が困難な地域への児童館事業の提供や野外活動の積極的な提供など遊びを通じた児童生徒の健全な育成を図るため、児童文化キャラバン隊を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課

(6) 子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進を図ります

施策の体系



子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実	次世代を担う子どもたちが健康で心豊かな生活と体を動かす楽しみを知ってもらい生涯スポーツの基礎づくりの場を提供する。	○	継続	社会教育部体育課
青少年健全育成スポーツ大会等の充実	青少年の健全育成の一環として、小学生を対象としたドッチボール大会、ソフトボール大会等を開催しその充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課



少年少女ドッチボール大会



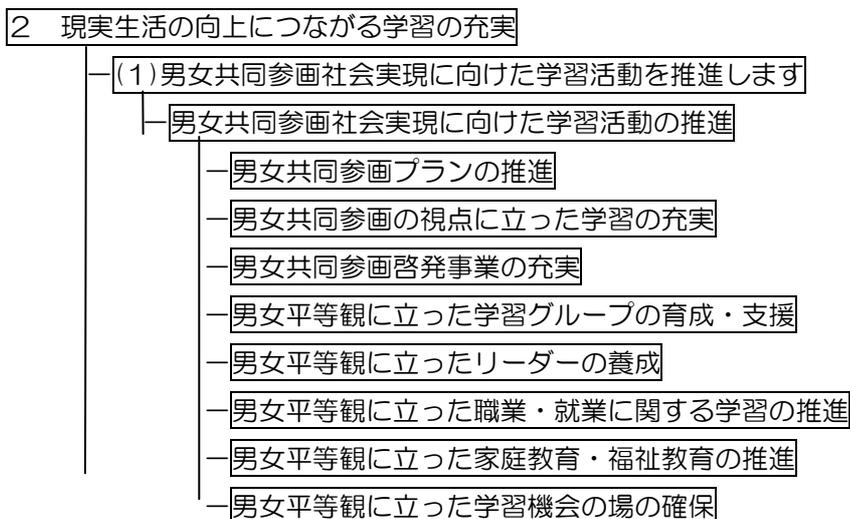
サッカー教室（学校週5日制対応事業）

2 現実生活の向上につながる学習の充実

男女共同参画社会の実現に向け、男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を発揮し、家庭・地域・職場などのあらゆる場で自立して、多様な生き方を選択し、心豊かに生きていくための基盤となる意識の啓発や自己実現、日常の生活技術の向上など、現実生活の向上につながる学習機会を充実します。

(1) 男女共同参画社会実現に向けた学習活動を推進します

施策の体系



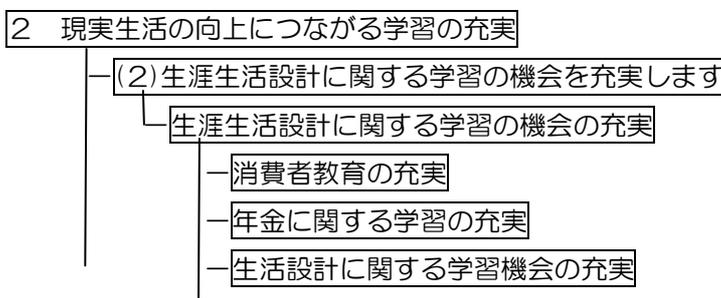
男女共同参画社会実現に向けた学習活動の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現を目指した「あきる野男女共同参画プラン」を推進する	○	継続	全課
男女共同参画の視点に立った学習の充実	女性の就業促進、職業能力の開発等、ライフステージに沿ったセミナー等学習活動を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課
男女共同参画啓発事業の充実	女と男のライフフォーラムの開催、情報誌「f・wave」の発行を通して、男女共同参画社会実現に向けた意識の高揚を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
男女平等観に立った学習グループの育成・支援	生活課題の解決に取り組む団体や生活学校等学習グループの活動や交流を支援する。	○	継続	社会教育部社会教育課
男女平等観に立ったリーダーの養成	地域活動等での意思決定の場への女性参画の促進など、男女共同参画推進のリーダーを養成するために研修会等を開催する。	○	継続	社会教育部社会教育課
男女平等観に立った職業・就業に関する学習の推進	起業、転職など就業や職業に関する課題学習講座やワーキングセミナーなどを開催する。	○	継続	環境経済部商工観光課

				社会教育部社会教育課
男女平等観に立った家庭教育・福祉教育の推進	生活的自立を目指した学習講座等の充実を図り、子育て・介護教室等を充実する。	○	継続	福祉部各課
男女平等観に立った学習機会の場の確保	子育て中の親でも学ぶことができるよう、参加している間子どもを預かる託児付きの講座、講習会を充実する	○	継続	社会教育部社会教育課 体育課

(2) 生涯生活設計に関する学習の機会を充実します

施策の体系

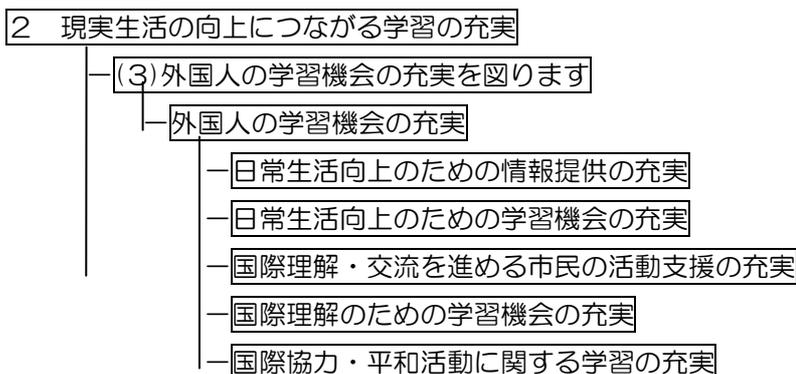


生涯生活設計に関する学習の機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
消費者教育の充実	ライフプランニング等の消費課題に関する講座等の充実を図る	○	継続	環境経済部商工観光課
年金に関する学習の充実	市民の年金に対する理解を促進するため、「かわら版」等の発行や年金に関する学習機会を充実する。	○	継続	市民部保険年金課
生活設計に関する学習機会の充実	男女共同参画の基盤となる生活設計に関する課題学習の機会として、ライフステージセミナー等の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課

(3) 外国人の学習機会の充実を図ります

施策の体系

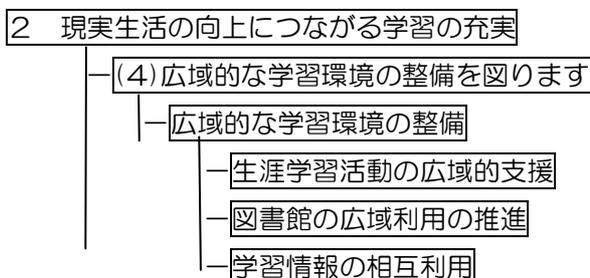


外国人の学習機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
日常生活向上のための情報提供の充実	外国籍の市民が生活情報や行政情報等を得やすい体制を整備し、その充実を図る。	○	継続	市民部市民課 関連各課
日常生活向上のための学習機会の充実	日本語習得のための学習やあきる野市を理解するための学習機会の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
国際理解・交流を進める市民の活動支援の充実	国際交流活動団体の育成を図り、諸外国からあきる野市を訪れる人々のホームステイの受け入れや市民との交流活動に対する支援を充実する。	○	継続	企画財政部企画課 社会教育部社会教育課
国際理解のための学習機会の充実	市民が外国の文化を理解し、相互交流ができるよう、「国際理解講座」等学習機会の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
国際協力・平和活動に関する学習の充実	交流や相互理解を深めるための国際協力・平和活動に関する学習活動を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課

(4) 広域的な学習環境の整備を図ります

施策の体系



広域的な学習環境の整備

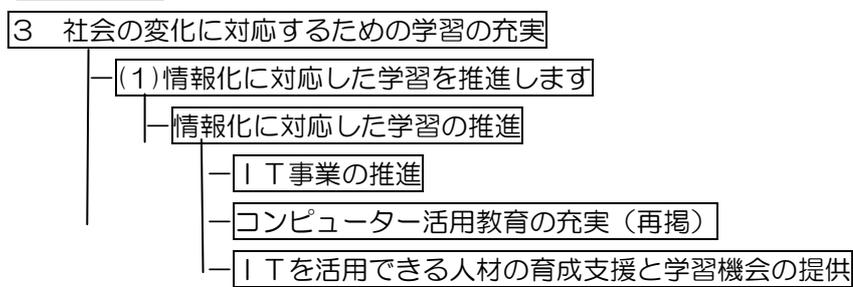
事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習活動の広域的支援	近隣自治体と連携し、区域を越えた活動への支援を検討する。	◎	新規	社会教育部各課
図書館の広域利用の推進	西多摩地域広域行政圏における図書館のより広域的利用の促進する。	◎	継続	社会教育部図書館
学習情報の相互利用の検討	西多摩地域広域行政圏における学習資源の相互利用について検討する。	◎	新規	企画財政部企画課 社会教育部社会教育課

3 社会の変化に対応するための学習の充実

科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子高齢化等が進む中、市民の価値観は多様化し、ライフスタイルも大きく変化してきています。このような社会の変化に対応して、継続的に知識・技術を習得することが必要になるとともに、単に学習するだけでなく、その学習成果を職業に活かし、また地域社会の発展やボランティア活動等に活かしたいと考える人も多くなってきています。このようなことから、民間との連携による学習の場づくりや、市民による自主的な学習の場づくりへの支援を行い、IT学習など、職業に活かすための学習環境の整備を通して、社会の変化に対応した学習を推進します。

(1) 情報化に対応した学習を推進します

施策の体系



情報化に対応した学習の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
IT事業の推進	パソコン初心者講習会等の開催と市民講師による指導体制を充実し、IT事業の推進を図る。	◎	継続	社会教育部あきる野ルピア
コンピューター活用教育の充実（再掲）	各小・中学校に配置されているコンピューターを活用し、高度情報化社会に対応した児童・生徒の情報処理能力の向上を図る。	○	継続	学校教育部指導室
ITを活用できる人材の育成支援と学習機会の提供	町内会・自治会、市民団体などの活動にITを活用しようとする市民に対する学習機会を提供する。	◎	継続	総務部地域振興課 社会教育部各課

(2) 高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場を充実します

施策の体系

3 社会の変化に対応するための学習の充実

—(2) 高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場を充実します

—高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場の充実

—民間教育事業者との連携事業の充実

—大学等との公開講座・連携講座の推進

高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
民間教育事業者との連携事業の充実	NHK学園との連携を促進するとともに、市内にある学習事業者と連携した事業を積極的に進めるための検討を行う。	○	継続	社会教育部あきる野ルピア
大学等との公開講座・連携講座の推進	高校・大学などの公開講座の情報提供や市と連携した講座の開催の推進を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課、あきる野ルピア

(3) 市民による学習の場づくりを支援します

施策の体系

3 社会の変化に対応するための学習の充実

—(3) 市民による学習の場づくりを支援します

—市民による学習の場づくりの支援

—市民団体との協働による事業実施の検討

—社会教育関係団体等の活動支援の充実

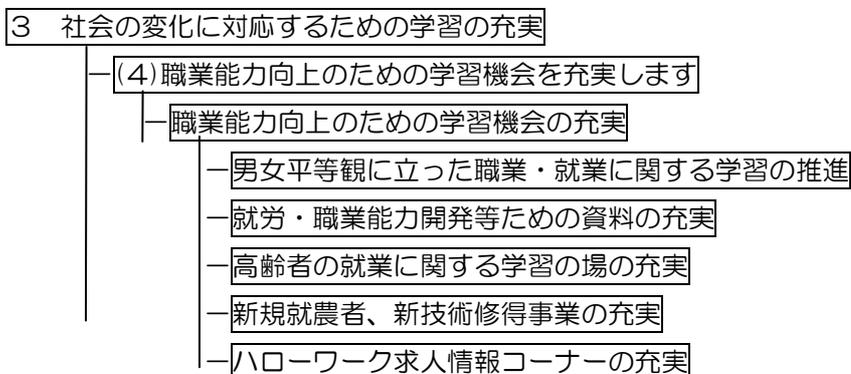
—市民講座の充実

市民による学習の場づくりの支援

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
市民団体との協働による事業実施の検討	市民の生涯学習活動を推進するため、社会教育関係団体等との協働による事業の実施方法等について検討する。	○	継続	社会教育部社会教育課
社会教育関係団体等の活動支援の充実	市民の生涯学習活動を支援するため、社会教育関係団体等が行う事業について、後援等の支援方法の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
市民講座の充実	市民解説員・支援者バンク登録者をはじめ、市民が主体となって行う生涯学習事業の仕組みづくりについて検討するとともに市民が企画したり、講師となって講座等を開催する「市民講座」を充実する。	◎	継続	社会教育部社会教育課、あきる野ルピア

(4) 職業能力向上のための学習機会を充実します

施策の体系



職業能力向上のための学習機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
男女平等観に立った職業・就業に関する学習の推進	ワーキングセミナー、労働セミナーなどを開催し、職業・就業に関する学習を推進する。	○	継続	環境経済部商工観光課 社会教育部社会教育課
就労・職業能力開発等ための資料の充実	科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に対応した就職、転職、職業能力開発のための図書資料及び情報の充実を図る。	○	継続	環境経済部商工観光課 社会教育部図書館
高齢者の就業に関する学習の場の充実	中高年齢者の就業に関する学習の場として労働セミナーや寿大学等学習機会の充実を図る。	○	継続	環境経済部商工観光課 社会教育部社会教育課
新規就農者、新技術修得事業の充実	講習会、先進地研修を通して、農業従事者のための学習を充実する。	○	検討	産業経済部農林課
ハローワーク求人情報コーナーの充実	市民が身近に就職情報が得られるようハローワークと連携し、求人相談コーナーの充実を図る。	○	継続	環境経済部商工観光課

4 健康で、生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興

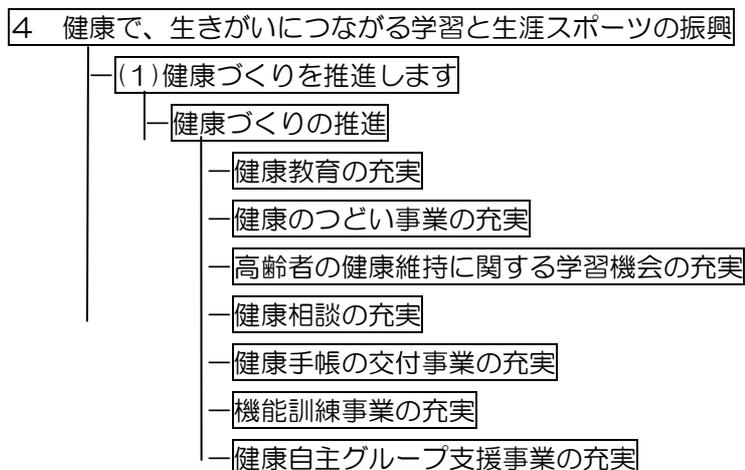
市民が健康で、生きがいのある生活を送ることができるよう、乳幼児期から、高齢期にわたる一貫した健康づくりを推進する必要があります。このため、市民のライフステージにあわせた健康教育や健康相談など、健康づくり事業を充実します。

また、スポーツは、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、性別、体力、興味等に応じて、「だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽に親しみ、楽しむ」ことができる「生涯スポーツ」として推進していく必要があります。日常生活の中で気軽に行うスポーツ活動、自分の体力と技術の向上をめざすスポーツ活動、見て・聞いて楽しむスポーツ活動などさまざまなスポーツ活動があります。これら生涯スポーツの振興を図ります。

そして、すべての市民が健康に暮らしていけるよう、生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を提供し、生涯スポーツの振興と健康づくりの推進を図ります。

(1) 健康づくりを推進します

施策の体系



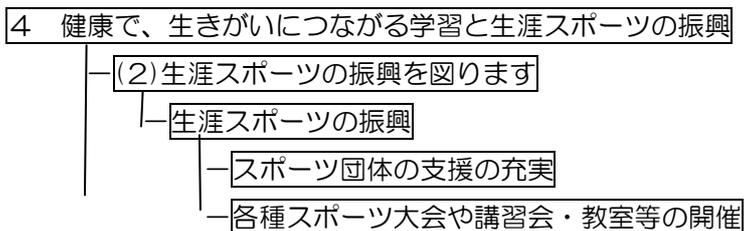
健康づくりの推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
健康教育の充実	生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、健康の保持増進を図る。	○	継続	福祉部健康課
健康のつどい事業の充実	健康についてのPR活動として、パネル展示、相談、講演会等を行い、市民の健康に対する意識の向上を図り、疾病を予防するための啓発を図る。	○	継続	福祉部健康課

高齢者の健康維持に関する学習機会の充実	老人会、寿大学等で高齢者の健康維持に関する講演会等を開催し、学習機会の充実を図る。	○	継続	福祉部 高齢者福祉課 社会教育部 社会教育課
健康相談の充実	心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、健康の保持増進を図る。	○	継続	福祉部 健康課
健康手帳の交付事業の充実	健康診査結果等を記録する手帳の配布を通して市民の健康意識を高める。	○	継続	福祉部 健康課
機能訓練事業の充実	「地域参加型機能訓練」など、地域の中で住民との交流をとおして生活の自立と社会性の回復を図ることを目的に実施する。	○	継続	福祉部 健康課
健康自主グループ支援事業の充実	健康に関する活動を行う自主グループを支援する	○	継続	福祉部 健康課

(2) 生涯スポーツの振興を図ります

施策の体系



生涯スポーツの振興

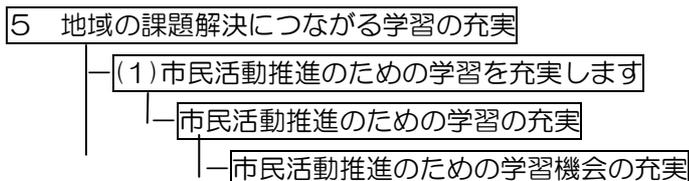
事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
スポーツ団体の支援の充実	市民がスポーツに親しみ楽しめる環境作りを推進するため、関係団体の支援を図る。青少年にスポーツの喜びとスポーツを通じた体と心を育てる場として、スポーツ少年団の育成を支援する。	○	継続	社会教育部 体育課
各種スポーツ大会や講習会・教室等の開催	各種のスポーツ大会や講習会・教室等を開催し、多くの市民がスポーツやレクリエーション活動を通じて健康・体力づくり、コミュニティ活動の場を提供する。	○	継続	社会教育部 体育課

5 地域の課題解決につながる学習の充実

市民が自ら安全で、快適な地域社会づくりを推進するため、市民の自主的自発的活動の組織化と運営方法等に関する学習機会を充実します。

(1) 市民活動推進のための学習を充実します

施策の体系

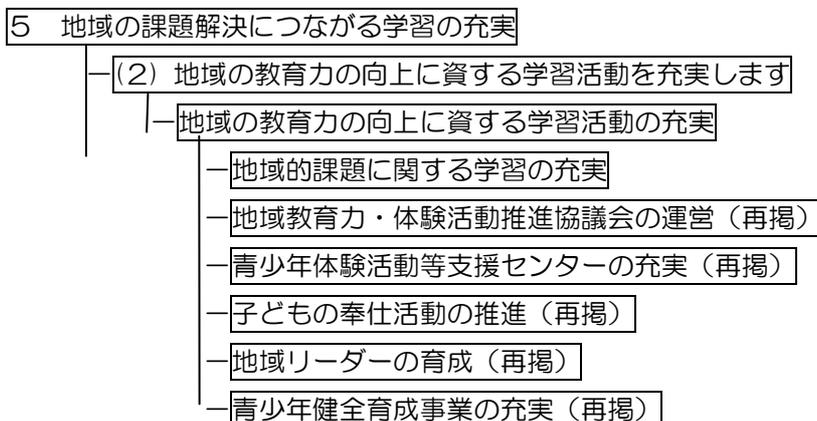


市民活動推進のための学習の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
市民活動推進のための学習機会の充実	市民活動を推進するため、NPO等非営利団体の運営等に関する学習の場を充実します。	○	継続	関連各課

(2) 地域の教育力の向上に資する学習活動を充実します

施策の体系



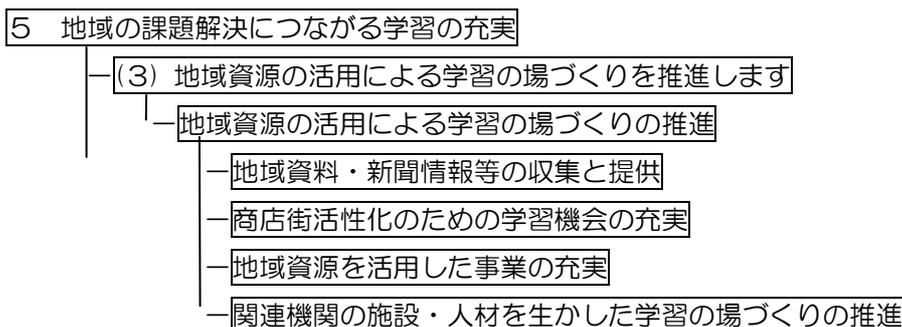
地域の教育力の向上に資する学習活動の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
地域的課題に関する学習の充実	市民の学習ニーズに対応した地域的課題などに関する学習内容を充実する。	○	継続	社会教育部あきる野ルピア
地域教育力・体験活動推進協議会の運営（再掲）	青少年関係団体の代表者等で組織し、奉仕活動・体験活動を通じた青少年の育成のあり方等について協議・検討する。	◎	継続	社会教育部社会教育課

青少年体験活動等支援センターの充実（再掲）	青少年の奉仕活動・体験活動を支援するために人材登録・紹介、調整等を行う体験活動等支援センターを充実する。	◎	継続	社会教育部社会教育課
子どもの奉仕活動の推進（再掲）	社会福祉協議会が主催する青少年を対象とした「夏体験ボランティア」の実施の受け入れを積極的に進め、子どもの奉仕活動を推進する。	◎	継続	社会教育部社会教育課
地域リーダーの育成（再掲）	青年を対象に、野外活動等の研修を通し、地域で中心になって活動するリーダーを養成する。	◎	継続	社会教育部社会教育課
青少年健全育成事業の充実（再掲）	青少年の健やかな成長を支援する事業を充実する。	◎	継続	社会教育部社会教育課

(3) 地域資源の活用による学習の場づくりを推進します

施策の体系



地域資源の活用による学習の場づくりの推進

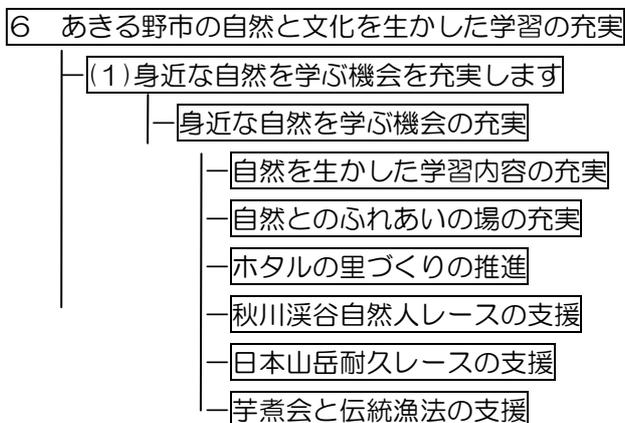
事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
地域資料・新聞情報等の収集と提供	地域の歴史・文化、市民の活動等地域資料と新聞情報などを収集し、学習資料の充実を図る。	◎	継続	社会教育部図書館
商店街活性化のための学習機会の充実	商店街振興プランに基づき、商店街活性化のための学習機会の充実を図る。	○	継続	環境経済部商工観光課
地域資源を活用した事業の充実	あきる野市の自然、歴史・文化、産業など地域資源を活用した学習の充実を図る。	○	継続	社会教育部あきる野ルピア
関連機関の施設・人材を生かした学習の場づくりの推進	学校や企業の社会貢献活動と連携した学習プログラムの開発や施設、技術等の相互活用等を活かした学習の場づくりを推進する。	◎	新規	社会教育部各課

6 あきる野市の自然と文化を生かした学習の充実

秋川、平井川、秋川丘陵、草花丘陵そして緑あふれる山々は、あきる野市が誇る豊かな自然環境です。また、里山の景観を残す地域の自然は、市民だけでなく、多くの人々の交流の場として親しまれています。このようなあきる野市の豊かな自然を生かしながら、地域文化の継承と創造をめざし、「あきる野」らしさを生み出す学習を推進するとともに、市内に伝わる有形・無形の文化財の保護につとめ、文化財の公開・活用を推進し、郷土学習の機会を充実します。

(1) 身近な自然を学ぶ機会を充実します

施策の体系



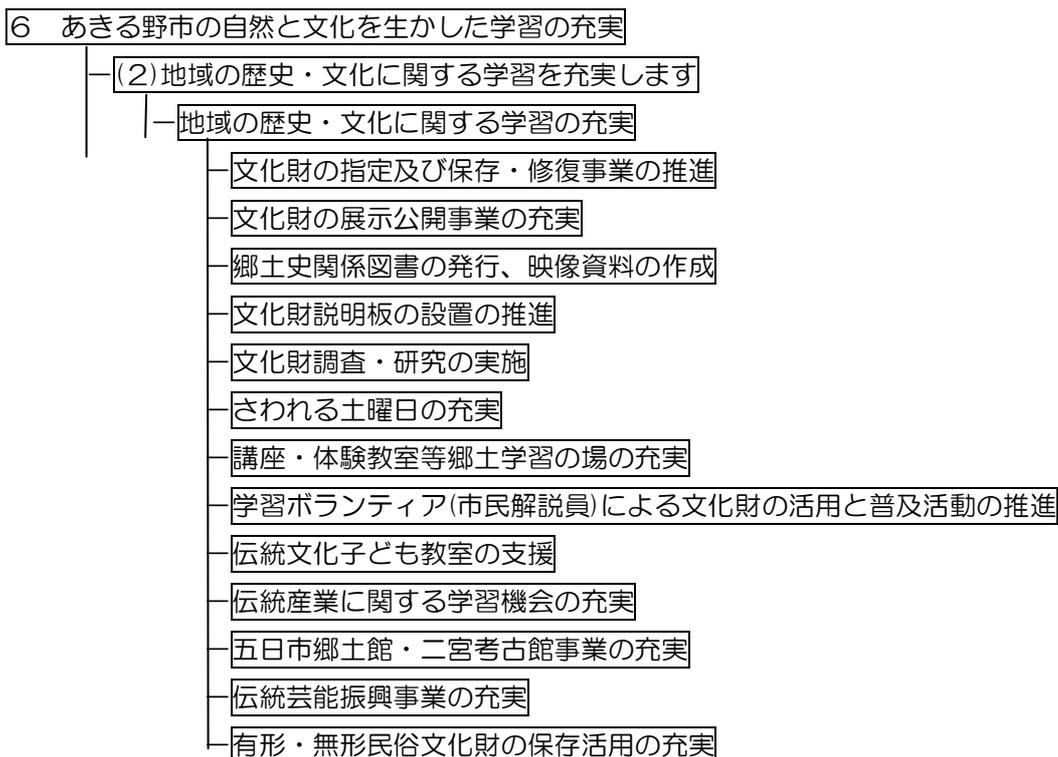
身近な自然を学ぶ機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
自然を生かした学習内容の充実	コミュニティ・スクール、公民館、生涯学習センター、児童館等における自然を生かした学習内容を充実する。	◎	継続	総務部地域振興課 社会教育部社会教育課、あきる野ルピア
自然とのふれあいの場の充実	豊かな自然の中での体験活動を通して、人と自然との交流を深めるための場の充実を図る。	◎	継続	環境経済部商工観光課、環境課 都市整備部建設課 社会教育部社会教育課
ホタルの里づくりの推進	自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、助成等の支援を行い、ホタルの里づくりを推進する。	○	継続	環境経済部環境課

秋川渓谷自然人レースの支援	自然保護の在り方を模索・認識しながら河川「秋川」を活用し、身近な自然を感じ、あきる野の自然に親しむ機会として実施する自然人レースの運営を支援する。	〇	継続	環境経済部商工観光課（観光協会）
日本山岳耐久レースの支援	奥多摩全山（71.5 km）のコースを24時間以内に走(歩)破する山岳耐久レースの運営を支援し、あきる野の自然をPRする。	〇	継続	環境経済部商工観光課（東京都山岳連盟）
芋煮会と伝統漁法の支援	あきる野の伝統と自然に親しむ機会として実施される、芋煮会と鮎の伝統漁法の運営を支援する。	〇	継続	環境経済部商工観光課（観光協会）

(2) 地域の歴史・文化に関する学習を充実します

施策の体系



地域の歴史・文化に関する学習の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
文化財の指定及び保存・修復事業の推進	市内にある文化遺産を文化財として指定することにより保存し、修復して後世に伝え、郷土学習のための活用を図る。	〇	継続	社会教育 部社会教育課

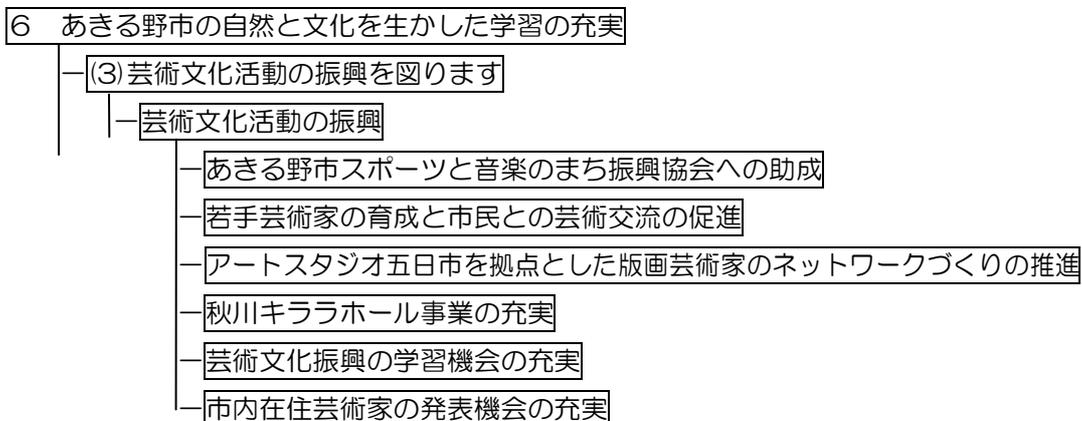
文化財の展示公開事業の充実	指定文化財の適正な管理を図るとともに、東京文化財ウィーク事業への参加等を通して文化財の公開の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
郷土史関係図書の発行、映像資料の作成	市民の歴史・文化に対する理解と関心を深めるため、調査研究の成果を郷土史関係図書として発行し、学校副読本の作成、郷土資料の映像化等を進め、郷土学習の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
文化財説明板の設置の推進	文化財に対する市民の理解を深めるため、文化財の説明板の設置を推進する。	○	継続	社会教育部社会教育課
文化財調査・研究の実施	市内に残された文化遺産の内容・特質を明らかにするために、その調査・研究を実施し、後世に保存するとともに、郷土学習の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
さわれる土曜日の充実	子どもたちをはじめ、市民が文化財に対する理解を深め、親しむ機会として、じかに文化財に触ることができる「さわれる土曜日」を実施し、郷土学習の場の充実を図る。	◎	継続	社会教育部社会教育課
講座・体験教室等郷土学習の場の充実	歴史・民俗・習慣・自然などをテーマに、講習会、講演会、体験教室等を開催し、郷土学習の場の充実を図る。	◎	継続	社会教育部社会教育課
学習ボランティア(市民解説員)による文化財の活用と普及活動の推進	学習ボランティア(市民解説員)による市内文化財施設等での解説活動を通して、市民の郷土学習の機会を充実する。	◎	継続	社会教育部社会教育課
伝統文化子ども教室の支援	あきる野市で活動する文化、芸能団体において、子どもが伝統文化を体験できる機会の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
伝統産業に関する学習機会の充実	軍道紙等、あきる野に残る伝統産業を保存・継承する活動を支援し、郷土学習の機会を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課
五日市郷土館・二宮考古館事業の充実	収蔵資料を整理・復元し、展示・公開等の充実を図り、旧市倉家住宅を活用して郷土学習の機会の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
伝統芸能振興事業の充実	地域に残る伝統芸能の保存・継承活動を支援し、その振興と発展のための活動の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
有形・無形民俗文化財の保存活用の充実	市内に伝わる民俗儀礼、風俗、習慣等を調査するとともに、保存・公開し、市民の郷土学習の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課



市民文化祭(秋川歌舞伎保存会)

(3) 芸術文化活動の振興を図ります

施策の体系



芸術文化活動の振興

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
あきる野市スポーツと音楽のまち振興協会への助成	あきる野市スポーツと音楽のまち振興協会への助成を通じて、市民の音楽・スポーツの振興を図る。	○	継続	社会教育部秋川キララホール
若手芸術家の育成と市民との芸術交流の促進	若手芸術家の育成や市民との芸術交流の促進のため、アーティストインレジデンス事業、秋川キララホールにおける音楽振興事業を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課、秋川キララホール
アートスタジオ五日市を拠点とした版画芸術家のネットワークづくりの推進	アートスタジオ五日市を拠点として、外国人アーティストと日本人アーティストの交流を図ることにより、版画芸術家のネットワークづくりを推進する。	○	継続	社会教育部社会教育課
秋川キララホール事業の充実	子どもから高齢者までが、音楽や演劇等に親しむことができるよう、市民要望や特色を生かした自主事業の充実を図るとともに、日頃の成果を発表する場の充実を図る。	○	継続	社会教育部秋川キララホール
芸術文化の学習機会の充実	主催事業の充実とともに、市民の公民館活動の支援を積極的に行うとともに、音楽、演劇、舞踊など、芸術鑑賞の機会の提供を図り、市民の芸術文化に対する関心を高め、活動支援を充実する。	○	継続	社会教育部各課
市内在住芸術家の発表機会の充実	市内在住の芸術家に作品発表の機会を提供することにより、市民の芸術鑑賞と芸術文化の向上を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課

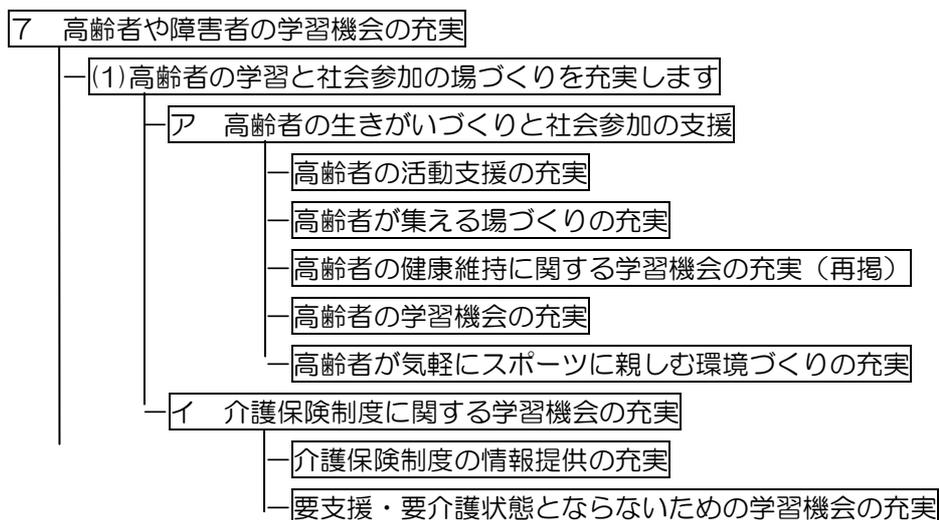
7 高齢者や障害者の学習機会の充実

あきる野市の65歳以上の総人口に占める割合（高齢化率）は、平成14年1月1日現在16.55%となっており、高齢者単身世帯の数も増加する中、高齢者が地域に安心して住みつけられる環境づくりが課題となっています。元気な高齢者が生きがいを持ち、健康を維持できるようにするための学習機会の提供や相談体制の充実を図ります。

また、市民のだれもが普通に日常生活を送ることができるノーマライゼーションの社会づくりをめざした学習機会を充実します。

(1) 高齢者の学習と社会参加の場づくりを充実します

施策の体系



ア 高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
高齢者の活動支援の充実	社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ等への助成等を通して、高齢者の自発的活動を支援し、社会参加のための学習機会の充実を図る。	○	継続	福祉部 高齢者福祉課
高齢者が集える場づくりの充実	健康で生きがいのある生活の支援に向けて、閉じこもりがちな高齢者が集える場であるデイサービスにおける学習機会の充実を図る。	○	継続	福祉部 高齢者福祉課
高齢者の健康維持に関する学習機会の充実（再掲）	老人会、寿大学等で高齢者の健康維持に関する講演会等を開催し、学習機会の充実を図る。	○	継続	福祉部 高齢者福祉課 社会教育部 社会教育課

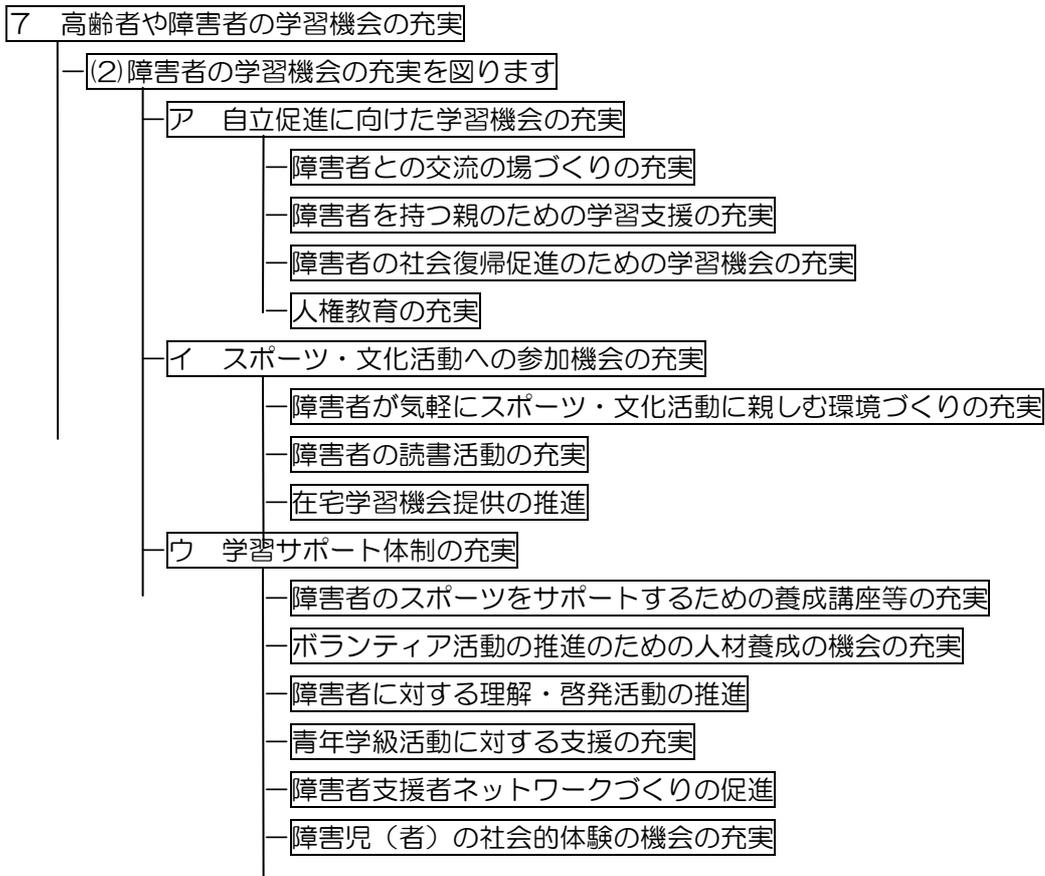
高齢者の学習機会の充実	寿大学等高齢者講座の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
高齢者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの充実	高齢者に運動の機会を提供し、運動の楽しさを知ってもらう場の充実を図る。	○	継続	社会教育部体育課

イ 介護保険制度に関する学習機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
介護保険制度の情報提供の充実	市の広報等により、介護保険に関する情報提供を充実する。	○	継続	福祉部介護保険課
要支援・要介護状態とならないための学習機会の充実	健康教育、健康相談、健康手帳の交付等により、高齢者の生活習慣病の改善や健康の保持・増進を図り、疾病を予防するための学習や相談を充実する。	○	継続	福祉部各課

(2) 障害者の学習機会の充実を図ります

施策の体系



ア 自立促進に向けた学習機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
障害者との交流の場づくりの充実	「社会福祉講座」、イベント等の開催、社会福祉協議会が実施する「夏！体験ボランティア」に対する支援等を通して、障害者との交流と社会参加の促進を図る。	◎	継続	社会教育部社会教育課
障害者を持つ親のための学習支援の充実	障害者世帯の親子遠足の実施や、障害者団体の体験活動に対する支援を充実する。	○	継続	福祉部障害者福祉課
障害者の社会復帰促進のための学習機会の充実	社会福祉協議会が実施する障害者に対する集団生活指導や社会適応訓練等への支援の充実を図る。	○	継続	福祉部障害者福祉課
人権教育の充実	障害があることなどによって差別を受けたりすることのないよう、広報活動や福祉教育を通して基本的人権に対する理解を深めるための教育の充実を図る。	○	継続	企画財政部秘書広報課 総務部総務課 社会教育部社会教育課

イ スポーツ・文化活動への参加機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
障害者が気軽にスポーツ・文化活動に親しむ環境づくりの充実	障害者が気軽にスポーツ・文化活動に親しむ場を提供するとともに、各種団体が開催するイベントへの参加の促進等余暇活動の充実を図る。	○	継続	社会教育部体育課
障害者の読書活動の充実	図書館の朗読サービスや宅配サービスを通して障害者の読書活動を充実する。	◎	継続	社会教育部図書館
在宅学習機会提供の推進	ITを活用し、障害者が家に居ながら学び、活動できる在宅学習機会の推進を図る。	◎	新規	社会教育部あきる野ルピア

ウ 学習サポート体制の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
障害者のスポーツをサポートするための養成講座等の充実	障害者が気軽にスポーツ活動に参加できるように、サポートする人達の支援の輪を広げるための講座等の充実を図る。	○	継続	社会教育部体育課
ボランティア活動推進のための人材養成の機会の充実	社会福祉協議会が実施する手話通訳者、点字通訳者、音訳者等養成のための学習機会の場の充実を支援する。	○	継続	福祉部生活福祉課（社会福祉協議会）
障害者に対する理解・啓発活動の推進	障害者福祉に関する広報活動や福祉教育を推進し、市民の障害者に対する理解と交流を深める。	○	継続	福祉部障害者福祉課

青年学級活動に対する支援の充実	心身にハンディキャップを持つ青年の仲間づくりと社会参加を目的に活動する青年学級活動団体に対する助成と支援ボランティアの育成を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
障害者支援者ネットワークづくりの促進	社会福祉協議会を中心とする支援者ネットワークの促進を支援する。	○	継続	福祉部生活福祉課 (社会福祉協議会)
障害児(者)の社会的体験の機会の充実	学童保育への障害児の受け入れを促進し、障害者の社会教育活動の場の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課



第1回あきる野夏まつり（瀬戸岡獅子舞保存会）



あきる野市青少年音楽の祭典（一の谷小学校）

施策の目標

Ⅱ 生涯学習推進体制の整備

現状と課題、基本方針

あきる野市における生涯学習の推進にあたっては、生涯学習が広く行政各部署にわたることから、全庁的な推進・調整組織として「生涯学習推進本部」を設置し、生涯学習について職員の資質の向上を図りながら、体系的な生涯学習の推進を図ります。

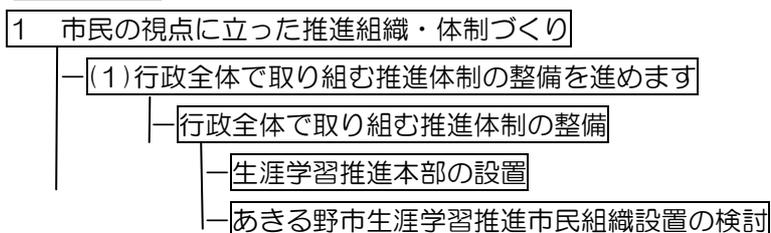
また、市民の視点に立った生涯学習を推進するために、市民と行政が協働して生涯学習の進捗状況の検証や、計画的な推進にあたる生涯学習推進組織の設置を検討します。

施策の方向と推進事業

1 市民の視点に立った推進組織・体制づくり

(1) 行政全体で取り組む推進体制の整備を進めます

施策の体系

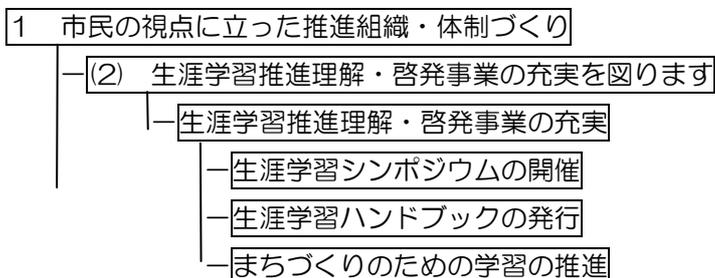


行政全体で取り組む推進体制の整備

推進事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習推進本部の設置	生涯学習に関する施策の総合調整を行うために生涯学習推進本部を設置する。	◎	新規	社会教育部 社会教育課
生涯学習推進市民組織設置の検討	生涯学習施策の進捗状況と関連機関等の連絡調整など、市民と民間、そして行政とが協働して生涯学習の推進にあたる機関の設置について検討を行う。	◎	検討	社会教育部 社会教育課

(2) 生涯学習推進理解・啓発事業の充実を図ります

施策の体系



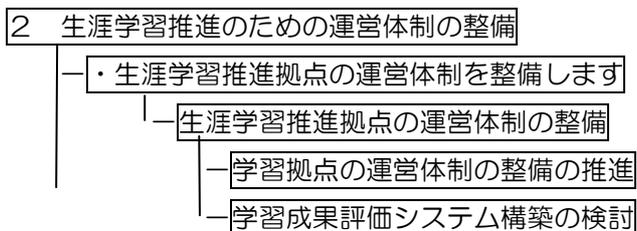
生涯学習推進理解・啓発事業の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習シンポジウムの開催	生涯学習を推進するため、講演会や意見交換等を内容としたシンポジウムを開催する。	◎	継続	社会教育部社会教育課、あきる野ルピア
生涯学習ハンドブックの発行	市内の社会教育施設や関連機関、スポーツ・レクリエーション施設等の情報及び図書館利用情報、団体活動情報等生涯学習関連情報を市民に提供するため、生涯学習ガイドブックを作成する。	◎	新規	社会教育部社会教育課、あきる野ルピア
まちづくりのための学習の推進	地域における市民活動の向上のための学習活動を支援するため、市職員による「出前講座」等学習情報・機会の積極的な提供体制を整備し、まちづくりのための学習を推進する。	◎	新規	全課

2 生涯学習推進のための運営体制の整備

- ・ 生涯学習推進拠点の運営体制を整備します

施策の体系



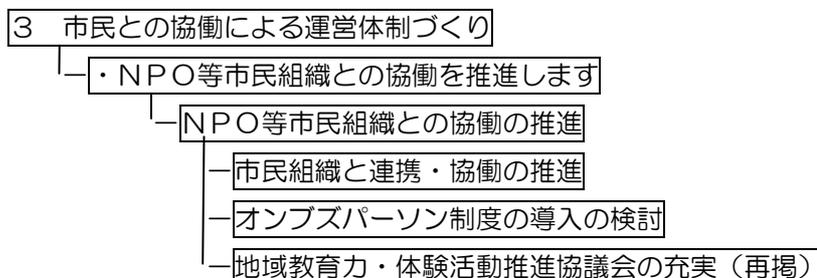
生涯学習推進拠点の運営体制の整備

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
学習拠点運営体制の整備の推進	生涯学習を推進するため、中央公民館、あきる野生涯学習センターなどを市民の学習拠点として位置付け、ネットワーク化を図り、活動の充実と地域の特色を生かした、利用しやすい運営体制を整備する。	◎	検討	社会教育部 社会教育課 あきる野 ルピア
学習成果評価システム構築の検討	市民の学習活動を支え、学習やその成果をもとに社会的な活動を展開したい人への励みになるよう、関連機関の連動による学習成果の評価システムの構築を検討する。	◎	検討	社会教育部 各課

3 市民との協働による運営体制づくり

- ・ NPO等市民組織との協働を推進します

施策の体系



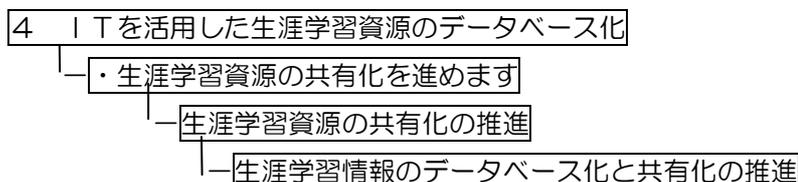
NPO等市民組織との協働の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
市民組織と連携・協働の推進	NPO等の市民組織や民間団体等との連携・協働を図り、活気あるまちづくりを推進する。	○	継続	全課
オンブズパーソン制度の導入の検討	市民の行政サービスの苦情等を公正かつ中立的な立場から迅速に処理するオンブズパーソン制度の導入を検討する。	○	継続	関連各課
地域教育力・体験活動推進協議会の運営の充実（再掲）	青少年関係団体の代表者等で組織し、奉仕活動・体験活動を通じた青少年の育成のあり方等について協議・検討する。	◎	継続	社会教育部社会教育課

4 ITを活用した生涯学習資源のデータベース化

- ・ 生涯学習資源の共有化を進めます

施策の体系



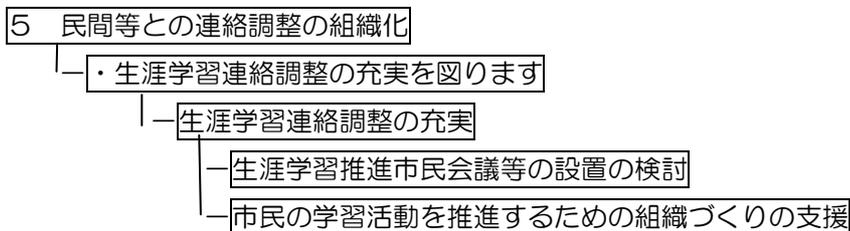
生涯学習資源の共有化の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習情報のデータベース化と共有化の推進	生涯学習活動を行っている団体、人材、施設・設備等の情報をデータベース化することにより、だれでも、どこでも、学習情報が得られるITを活用した情報の共有化を推進する。	◎	新規	社会教育部各課、学校教育部各課

5 民間等との連絡調整の組織化

- 生涯学習連絡調整の充実を図ります

施策の体系



生涯学習連絡調整の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習推進市民会議等の設置の検討	生涯学習の推進を図るため、学校、生涯学習関連機関、地域団体、民間団体、市民の代表等で組織する生涯学習推進市民会議等を設置するための検討を行う。	◎	新規	社会教育部各課、 学校教育 部各課
市民の学習活動を推進するための組織づくりの支援	市民の多様な学習ニーズに対応しながら、市民自らが積極的・自主的に多彩な生涯学習を実践できる組織づくりに向けた学習活動を支援する。	◎	新規	社会教育部社会教育課



アートスタジオ五日市

施策の目標

Ⅲ 学習情報の提供と相談体制の整備

現状と課題、基本方針

学習情報の提供については、主に「広報あきる野」と「市ホームページ」で行っていますが、市民の生涯学習を推進する上で、十分な情報提供の場が整備されているとはいえない状況にあります。

このようなことから、新たな情報誌の発行やあきる野市地域情報化計画に基づき、ITを活用した市民との協働による地域情報化施策を推進し、市民の得たい情報が、素早く正確に得られるよう生涯学習情報システムの整備を推進します。

また、市民の学習活動の場が単一の自治体区域内に限らず、より広域化していることから、近隣自治体同士の連携・協力を図り、企業、民間教育事業者を含めた学習情報の相互利用ができる生涯学習ネットワークの形成に向け、検討を進めていきます。

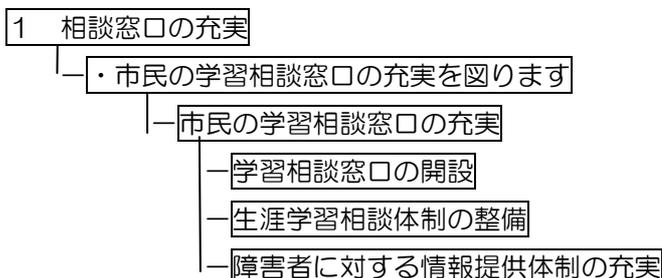
そして、学習相談についても恒常的な学習相談窓口の開設や情報通信手段を活用した相談体制の確立をめざします。

施策の方向と推進事業

1 相談窓口の充実

- 市民の学習相談窓口の充実を図ります

施策の体系



市民の学習相談窓口の充実

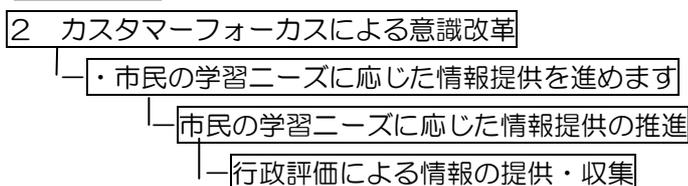
事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
学習相談窓口の開設	市民の多様な学習ニーズに対応できる相談窓口を開設する。	◎	新規	社会教育部 社会教育課、あきる野ピア

生涯学習相談体制の整備	生涯学習活動に関する情報や相談に対する窓口として、生涯学習情報センターの設置など、相談体制の整備を図る。	◎	新規	社会教育部社会教育課
障害者に対する情報提供体制の充実	点字版や音読版により市広報等を周知し、情報提供の充実を図る。	○	継続	企画財政部秘書広報課

※ 2 カスタマーフォーカスによる意識改革

- ・ 市民の学習ニーズに応じた情報提供を進めます

施策の体系



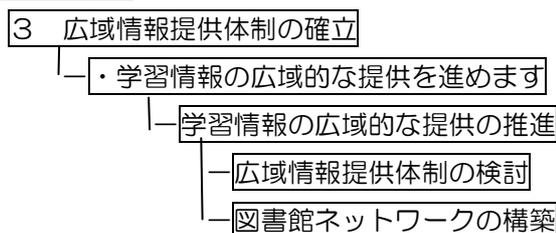
市民の学習ニーズに応じた情報提供の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
行政評価による情報の提供・収集	行政評価を活用し、生涯学習関連事業の進捗状況を把握する。	○	継続	全課

3 広域情報提供体制の確立

- ・ 学習情報の広域的な提供を進めます

施策の体系



学習情報の広域的な提供の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
広域情報提供体制の検討	市民の学習ニーズに対応するため、広域的な人材・施設等の相互利用について検討する。	◎	新規	企画財政部企画課 社会教育部社会教育課、図書館、あきる野ルピア

図書館ネットワークの構築	都立図書館及び他市町村立図書館、学校図書館、近隣大学図書館等との情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通と資料搬送の確保を図る。	◎	継続	社会教育部図書館
--------------	---	---	----	----------

4 情報収集・提供手段の充実

・ 情報収集・提供手段の充実を図ります

施策の体系

4 情報収集・提供手段の充実

・ 情報収集・提供手段の充実を図ります

— 情報収集・提供手段の充実

- 行政内部の情報化の推進
- あきる野市ホームページの充実
- 広報「あきる野」の発行
- 公共施設予約・案内システム、福祉支援情報システム等の整備
- 図書館情報システムの拡充
- 市民参加による生涯学習情報システムの整備運営
- 市民による観光情報提供の推進
- 市民会議室の設置
- 情報化社会に対応した図書館の資料・情報の収集と提供の充実
- 市民への年金意識の高揚
- 障害者に対する情報提供体制の充実(再掲)

情報収集・提供手段の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
行政内部の情報化の推進	庁内IT環境の整備と行政評価システムを支援する情報システムを構築・運用し、評価結果の公表と市民の意見のデータベース化を図るなど、行政内部の情報化を推進する。	◎	継続	総務部総務課
あきる野市ホームページの充実	掲載する情報を市民の視点で検討し、利用しやすいホームページとして充実する。	◎	継続	企画財政部秘書広報課
広報「あきる野」の発行	広報「あきる野」を発行し、行政情報、学習情報を市民に提供する。	○	継続	企画財政部秘書広報課
公共施設予約・案内システム、福祉支援情報システム等の整備	公共施設予約・案内システムの導入や福祉支援情報システムの導入を検討し、効率化や利便性を図る。	◎	検討	総務部総務課

図書館情報システムの拡充	現在の新刊案内、蔵書検索などの照会に加え、インターネットによる貸出予約を検討し、システムの拡充を図る。	◎	検討	社会教育部図書館
市民参加による生涯学習情報システムの整備運営	市民がさまざまな分野において生涯学習が行えるよう、市民参加により、在宅学習の支援、双方向の情報収集・提供が可能な情報システムを構築し、運用を図る。	◎	新規	社会教育部あきる野ルピア
市民による観光情報提供の推進	市の観光情報について、市民が名所やイベントなどを紹介するホームページを作り、市民の手による観光情報の発信を推進する。	○	新規	環境経済部商工観光課
市民会議室の設置	ホームページや電子メールを活用し、市民が、自主的にまちづくりについての情報交換、意見交換や提案が行える電子会議室を設置する。	◎	検討	総務部総務課
情報化社会に対応した図書館の資料・情報の収集と提供の充実	地域の情報拠点として、図書館の資料の収集提供を充実する。	◎	継続	社会教育部図書館
障害者に対する情報提供体制の充実(再掲)	点字版や音読版により、市広報を周知し、情報提供の充実を図る。	○	継続	企画財政部秘書広報課



IT講習会

施策の目標

Ⅳ 生涯学習関連施設の整備と充実

現状と課題、基本方針

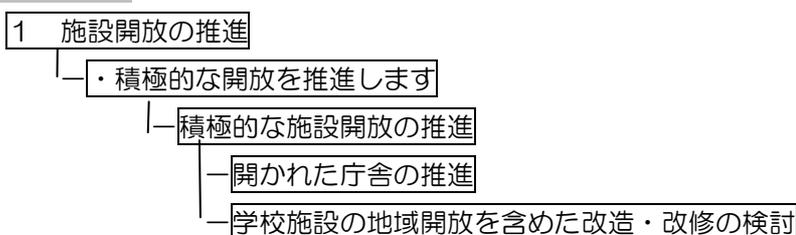
利用者が多く、申請するために朝早くから並ばなければならない施設がある一方、あまり利用されていない施設もあることから、既存の施設の有効活用と適正利用を図るなど生涯学習関連施設の整備と充実を進めます。また、施設利用の申請方法の統一や公共施設の積極的な市民利用のあり方について検討します。さらに、学校施設については、生涯学習の拠点としての活用を視野に入れ、施設管理等についての検討を行い、余裕教室を含めた学校施設の積極的な地域への開放を推進します。

施策の方向と推進事業

1 施設開放の推進

- ・ 施設の積極的な開放を推進します

施策の体系



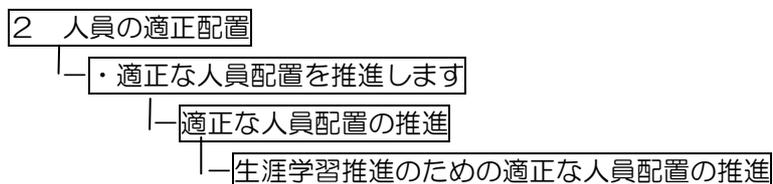
積極的な施設開放の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
開かれた庁舎の推進	市庁舎の高度利用を進め、市民サービスの中核施設として、コミュニティホールの活用、市民コーナーの利用促進など開かれた庁舎づくりを推進する。	○	継続	総務部総務課
学校施設の地域開放を含めた改造・改修の検討	余裕教室等の有効利用について、地域の生涯学習施設としての利用も含め、地域開放に向けた整備について検討する。	◎	新規	学校教育部庶務課

2 人員の適正配置

・ 適正な人員配置を推進します

施策の体系



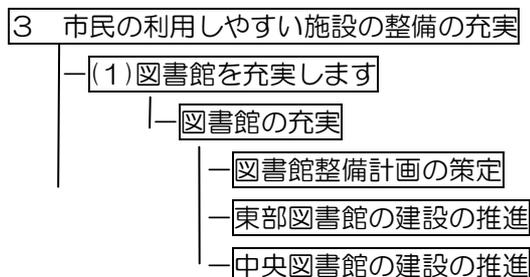
適正な人員配置の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習推進のための適正な人員配置の推進	生涯学習施設について、市民の学習支援のための専門的知識を持った職員を配置し、効率的かつ効果的な生涯学習の推進を図る。	◎	継続	総務部職員課 教育委員会

3 市民の利用しやすい施設の整備の充実

(1) 図書館を充実します

施策の体系

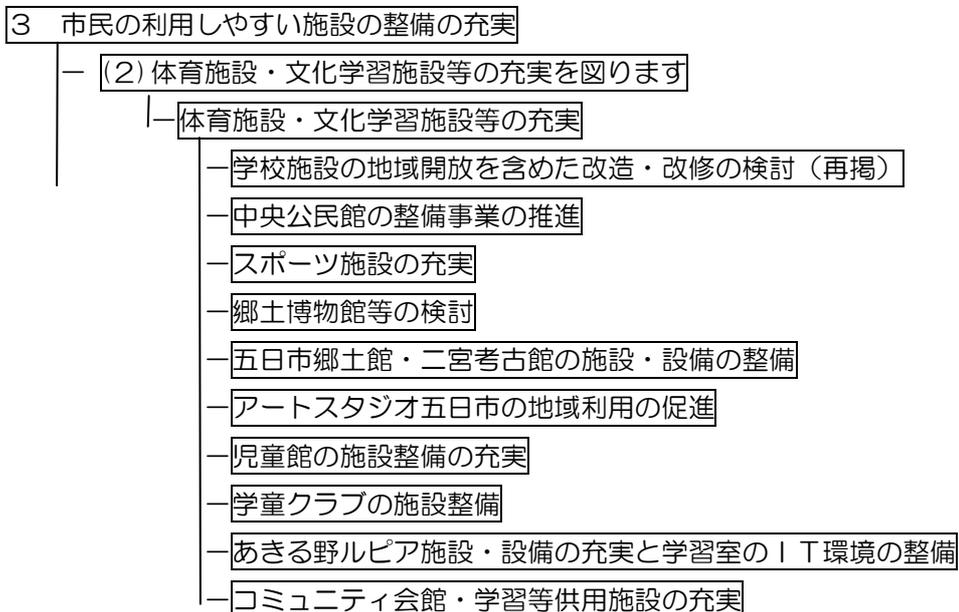


図書館の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
図書館整備計画の策定	市民への図書館サービスの計画的実施と拠点整備を推進するため図書館整備計画を策定する。	◎	継続	社会教育部図書館
東部図書館の建設の推進	図書館のサービスポイントが未整備の市東部に図書館を建設し、図書館ネットワークのさらなる充実を図る。	◎	継続	社会教育部図書館
中央図書館の建設の推進	老朽化した秋川図書館の代替として、交通至便の秋川駅北口に市の中核となる中央図書館の建設を推進する。	◎	継続	社会教育部図書館

(2) 体育施設・文化学習施設等の充実を図ります

施策の体系



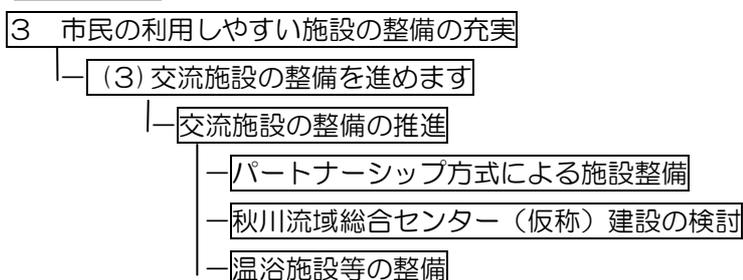
体育施設・文化学習施設等の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
学校施設の地域開放を含めた改造・改修の検討（再掲）	余裕教室等の有効利用について、地域の生涯学習施設としての利用も含め、地域開放に向けた整備について検討する。	◎	新規	学校教育 部庶務課
中央公民館の整備事業の推進	施設の狭隘化や新たな市民ニーズに対応した施設機能の充実を図るための整備事業を推進する。	◎	継続	社会教育 部社会教育課
スポーツ施設の充実	スポーツ施設の改良・改修・整備を進め、市民の生涯スポーツの拠点施設を充実する。	○	継続	社会教育 部体育課
郷土博物館等の検討	市内に分散保管されている市の歴史・文化、自然等に関する郷土資料の一括収蔵、展示を行える市民の郷土学習の拠点整備について検討する。	○	継続	社会教育 部社会教育課
五日市郷土館・二宮考古館の施設・設備の整備	収蔵資料の展示公開、施設・設備の老朽化等に応じた改修等の整備を進める。	○	継続	社会教育 部社会教育課
アートスタジオ五日市の地域利用の促進	施設を活用した芸術文化事業を充実し、市民が版画制作の場として活用できるよう版画教室等地域利用の促進を図る。	○	継続	社会教育 部社会教育課
児童館の施設整備の充実	社会や地域のニーズの変化に対応できるよう、必要に応じて改修、改造を行い、障害者も安心して利用でき、地域の青少年の拠点的施設として活用できる施設整備を推進する。	○	継続	社会教育 部社会教育課

学童クラブの施設整備	障害のある児童も安心して利用できる施設整備を進める。	○	継続	社会教育部社会教育課
あきる野ルピア施設・設備の充実と学習室のIT環境の整備	あきる野ルピアの施設・設備を充実し、IT事業の推進に対応したルピア学習室のIT環境整備を推進する。	◎	継続	社会教育部あきる野ルピア
コミュニティ会館・学習等供用施設の充実	コミュニティ活動、地域活動を促進するための施設の充実を図る。	○	継続	総務部地域振興課

(3) 交流施設の整備を進めます

施策の体系



交流施設の整備の推進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
パートナーシップ方式による施設整備	施設整備に際し、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、市民参加による取り組みとともに、企業、大学、民間、行政のパートナーシップ方式による整備を検討する。	◎	検討	企画財政部企画課
秋川流域総合センター（仮称）建設の検討	秋川流域住民の文化的な活動拠点として、秋川流域総合センターの建設について検討する。	○	継続	企画財政部企画課 社会教育部社会教育課
温浴施設等の整備	十里木・長岳地区に温浴施設とニューケビン村を整備し、良好な周辺環境、景観を生かし、環境に配慮した施設の整備を推進する。	◎	新規	環境経済部商工観光課

施策の目標

V 人材育成の充実

現状と課題、基本方針

生涯学習を推進するための人材の育成に関しては、自主的に学び、主体的に活動する人材の育成を進めており、生涯学習センターにおける市民解説員や公民館における市民講師とともに、講座等学習活動の指導者・協力者を登録する生涯学習支援者バンク事業等があり、年々充実してきています。

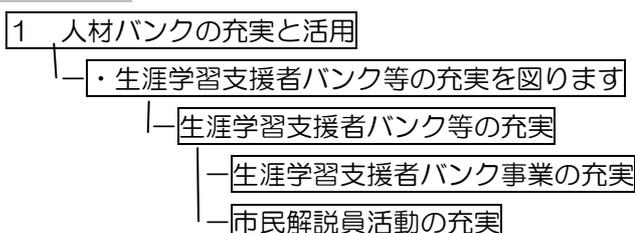
これらの事業は、市民が学習や経験で得た成果を生かし、地域社会へ還元することにより自らを高めることにつながる事業です。今後もこのような制度を積極的に推進していきます。そして、市民が生涯学習推進の主体となっていくために、人材ネットワークの構築と、市民と市民をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす人材の育成を推進し、行政と市民との協働による生涯学習の理念を実践していきます。

施策の方向と推進事業

1 人材バンクの充実と活用

- 生涯学習支援者バンク等の充実を図ります

施策の体系



生涯学習支援者バンク等の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習支援者バンク事業の充実	登録者の募集、支援活動の場の確保等、地域貢献につながる事業の充実を図る。	◎	継続	社会教育部各課
市民解説員活動の充実	あきる野の歴史・文化に関する学習成果を生かした市民解説員の地域活動の場を確保し、活動の充実を図る。	◎	継続	社会教育部社会教育課 あきる野ルピア

2 指導者の育成及び支援事業の充実

- ・ 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援を図ります

施策の体系

2 指導者の育成及び支援事業の充実

- ・ 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援を図ります

市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援

- 生涯学習コーディネーター等指導者認定養成講座の開設
- 生涯学習指導者研修会の開催
- スポーツ指導者の育成・支援
- ITを活用できる人材の育成支援と学習機会の提供（再掲）
- 福祉人材の養成事業の充実
- 地域リーダーの育成（再掲）
- 図書館ボランティアの育成
- 図書館ボランティアの活動支援事業の実施
- 次代を担う青少年の育成事業の充実
- 環境学習リーダーの育成
- 健康づくりリーダーの育成
- 芸術文化活動推進リーダーの養成の充実
- 学習ボランティア養成事業の充実

市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援

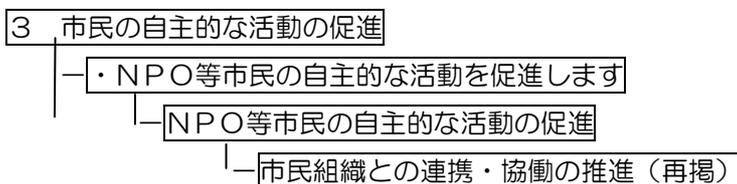
事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習コーディネーター等指導者認定養成講座の開設	市民による生涯学習を推進するために中心となって市民と市民をつなぐコーディネーターの人材を養成するため、指導者認定講座を開設する。	◎	新規	社会教育部社会教育課
生涯学習指導者研修会の開催	生涯学習推進の主体となって活動する市民を対象に、生涯学習指導者研修会を開催する。	◎	継続	社会教育部社会教育課
スポーツ指導者の育成・支援	体育指導員をはじめ、体育協会加盟の各連盟指導者を育成・支援し、市民のスポーツ活動の活性化を図る。	○	継続	社会教育部体育課
ITを活用できる人材の育成支援と学習機会の提供	町内会・自治会、市民団体などの活動にITを活用しようとする市民に対する学習機会を提供する。	◎	継続	総務部地域振興課 社会教育部各課
福祉人材の養成事業の充実	福祉関係委員や相談員の研修等を行い、地域福祉を推進する人材を養成する。	○	検討	福祉部各課 (社会福祉協議会)

地域リーダーの育成 (再掲)	青年を対象に、野外活動等の研修を通し、地域で中心になって活動するリーダーを養成する。	○	継続	社会教育部 社会教育課
図書館ボランティアの育成	図書館サービスの多様化に伴い、市民ボランティアとしての活動の場を提供するため、児童サービスボランティア・障害者サービスボランティア養成のための研修を行う。	◎	新規	社会教育部 図書館
図書館ボランティアの活動支援事業の実施	音訳ボランティア、朗読ボランティア等図書館ボランティアの活動を支援するための事業を実施する。	◎	継続	社会教育部 図書館
次代を担う青少年の育成事業の充実	青少年健全育成活動や国際化を推進する青年団体への支援等を通して、次代を担う青少年の育成事業の充実を図る。	○	継続	企画財政部 企画課 社会教育部 社会教育課
環境学習リーダーの育成	日常生活の中で環境保全のための取り組みを実践する環境学習リーダーの育成を充実する。	○	継続	環境経済部 環境課
健康づくりリーダーの育成	健康づくり推進等地域における健康づくりを推進するための人材の育成を図る。	○	継続	福祉部 健康課
芸術文化活動推進リーダーの養成の充実	市民の芸術文化活動を支援し、サポートできる人材の養成を充実する。	○	継続	社会教育部 社会教育課
学習ボランティア養成事業の充実	市民解説員、ITボランティア等生涯学習ボランティア養成事業を充実する。	◎	継続	社会教育部 あきる野ルピア

3 市民の自主的な活動の促進

- ・ NPO等市民の自主的な活動を促進します

施策の体系



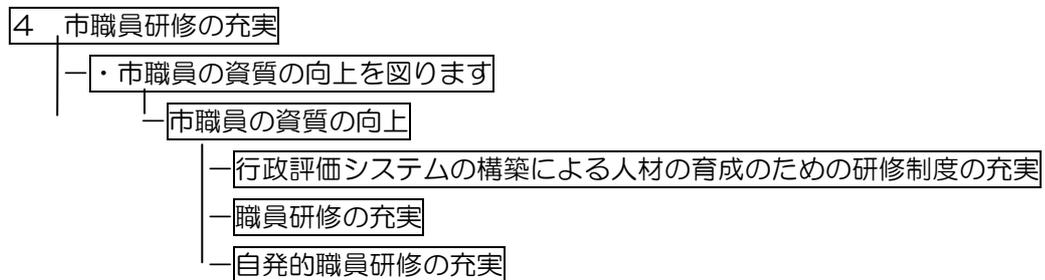
NPO等市民の自主的な活動の促進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
市民組織との連携・協働の推進(再掲)	NPO等の市民組織と公的機関および民間団体等との連携・協働を図り、活気あるまちづくりを推進する	◎	継続	全課

4 市職員研修の充実

- ・ 市職員の資質の向上を図ります

施策の体系



市職員の資質の向上

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
行政評価システムの構築による人材の育成のための研修制度の充実	行政評価と人事評価の連動による職員の自己開発能力育成のための研修制度を充実する。	◎	継続	企画財政部企画課
職員研修の充実	地方分権の進展に対し、内部研修を充実し、行政運営の一員としての意欲を持った職員を育成する。	○	継続	総務部職員課
自発的職員研修の充実	職務に必要な課題に対する職員の学習意欲に応じた研修の機会を充実する。	○	継続	総務部職員課

施策の目標

Ⅵ 社会参加活動の充実

現状と課題、基本方針

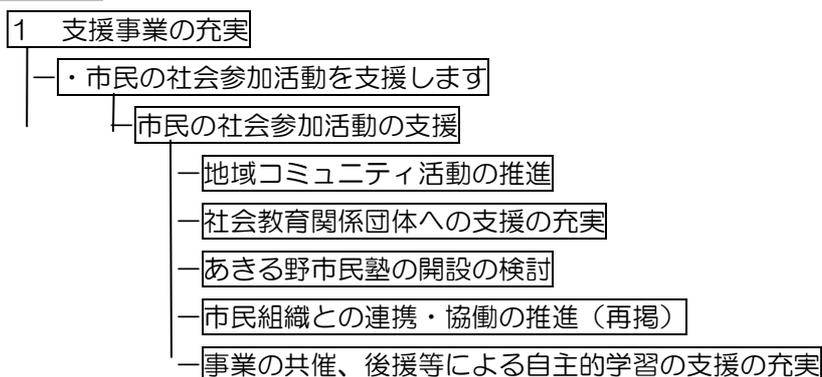
あきる野市においては、文化団体連盟、体育協会、郷土芸能連合会等を中心として、さまざまな分野において市民の自主的な活動が活発に行われています。また、地域コミュニティ団体による地域住民の福祉、健康の向上のための取り組みが行われています。このような市民の自主的な活動に対する支援をさらに充実します。そして、地域の活性化とまちづくりにつながる生涯学習の推進にあたっては、行政だけで進めるのではなく、市民の果たす役割と行政の役割をそれぞれが確認し合いながら、パートナーシップを確立し、事業の企画立案・運営をはじめ、施設の管理運営についても市民が積極的に参画できる体制を整備し、市民の社会参加活動を推進するための環境の整備を図っていきます。

施策の方向と推進事業

1 支援事業の充実

- ・市民の社会参加活動を支援します

施策の体系



市民の社会参加活動の支援

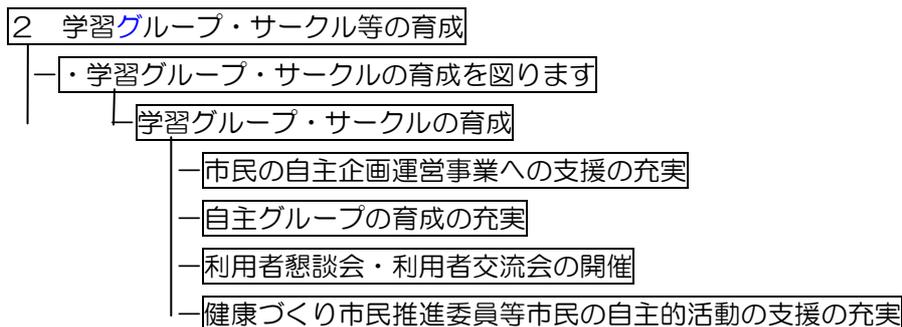
事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
地域コミュニティ活動の推進	町内会・自治会等をはじめ、地域のさまざまなコミュニティ活動への支援を充実し、地域社会の活性化を推進する。	○	継続	総務部地域振興課

社会教育関係団体への支援の充実	文化団体連盟、体育協会、市立小中学校PTA連合会、郷土芸能連合会等全市的に活動する市民の自主的活動団体への助成等、社会教育活動に対する支援の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課、体育課
あきる野市民塾の開設の検討	「TAMA市民塾」を参考に市民による市民のための学習推進組織として、あきる野市民塾の開設のための検討を行う。	○	新規	社会教育部
市民組織との連携・協働の推進（再掲）	NPO等の市民組織と公的機関および民間団体等との連携・協働を図り、活気あるまちづくりを推進する	◎	継続	全課
事業の共催、後援等による自主的学習の支援の充実	社会教育関係団体等市民組織が行う公益的活動に対し、共催・後援等により支援の充実を図る。	○	継続	社会教育部各課

2 学習グループ・サークル等の育成

・ 学習グループ・サークルの育成を図ります

施策の体系



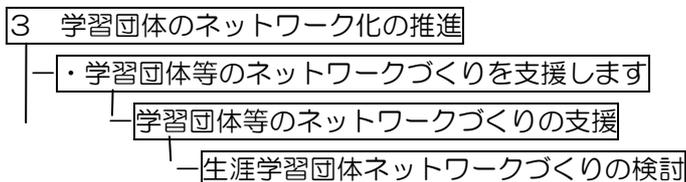
学習グループ・サークルの育成

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
市民の自主企画運営事業への支援の充実	市民学習グループや市民組織が行う自主企画事業に対する支援を充実するとともに、その制度化を検討し、市民の生涯学習活動を促進する。	◎	継続	全課
自主グループの育成の充実	公民館事業等で結成されたグループが、自立した活動へつながるための支援を行い、自主グループの育成の充実を図る。	○	継続	社会教育部社会教育課
利用者懇談会・利用者交流会の開催	公民館、体育館等利用団体の交流と、利用者および事業参加者からの提案ができる場として開催する。	○	継続	社会教育部社会教育課、体育課
健康づくり市民推進委員等市民の自主的活動の支援の充実	身近な地域での健康づくり活動を推進するため、健康自主グループや健康づくり市民推進委員の研修の場等を充実し、活動を支援する。	○	継続	福祉部健康課

3 学習団体のネットワーク化の推進

- ・ 学習団体等のネットワークづくりを支援します

施策の体系



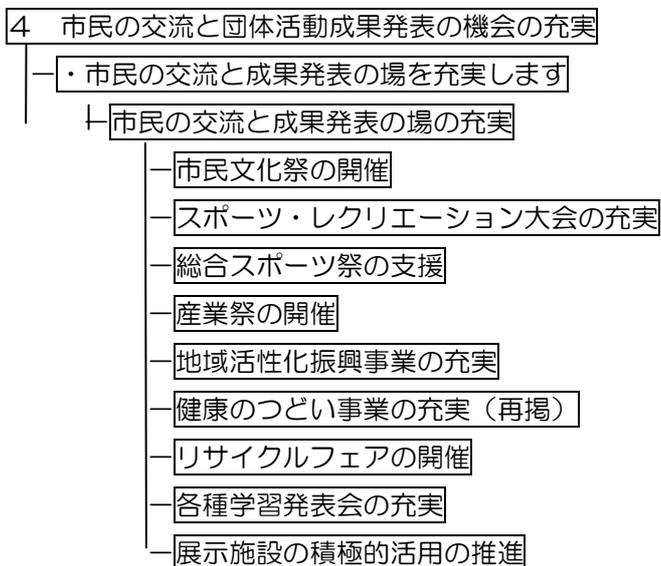
学習団体等のネットワークづくりの支援

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
生涯学習団体ネットワークづくりの検討	市内で活動するさまざまな学習団体が連携協力し、生涯学習活動を推進するため、情報交換や連絡調整の場を整備するなど、ネットワークづくりを検討する。	○	継続	社会教育部各課

4 市民の交流と団体活動成果発表の機会の充実

- ・ 市民の交流と成果発表の場を充実します

施策の体系



市民の交流と成果発表の場の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
市民文化祭の開催	社会教育関係団体等が日頃の活動成果を発表し合い、市民文化の交流と振興を図るため、市民文化祭を開催する。	○	継続	社会教育部社会教育課

スポーツ・レクリエーション大会の充実	市民が地域連帯の輪を通じて一堂に会し、体を動かすことによって体力の向上への一助となるようスポーツ・レクリエーション大会を充実する。	○	継続	社会教育部体育課
総合スポーツ祭の支援	体育協会加盟団体が市民を対象に行う、総合スポーツ祭を支援し、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る。	○	継続	社会教育部体育課
産業祭の開催	地場産業の振興と事業の発表の機会として産業祭を開催する。	○	継続	環境経済部商工観光課
地域活性化振興事業の充実	「夏まつり」「ヨルイチ」など地域活性化振興事業の充実を図る。	○	継続	環境経済部商工観光課
健康のつどい事業の充実（再掲）	健康についてのPR活動として、パネル展示、相談、講演会等を行い、市民の健康に対する意識の向上を図り、疾病を予防するための啓発を図る。	○	継続	福祉部健康課
リサイクルフェアの開催	環境問題への関心を高め、ごみの減量を推進するため、環境啓発ポスター展、フリーマーケット等リサイクルフェアを開催する。	○	継続	環境経済部環境課
各種学習発表会の充実	市民の各種学習成果の発表の機会を充実する。	○	継続	社会教育部社会教育課
展示施設の積極的活用の推進	芸術文化活動団体が、ルピア展示室、公民館市民ギャラリー、五日市地域交流センター等展示施設を活用し、活動成果を発表する機会を積極的に推進する。	○	継続	社会教育部社会教育課



第8回市民文化祭（秋川体育館）

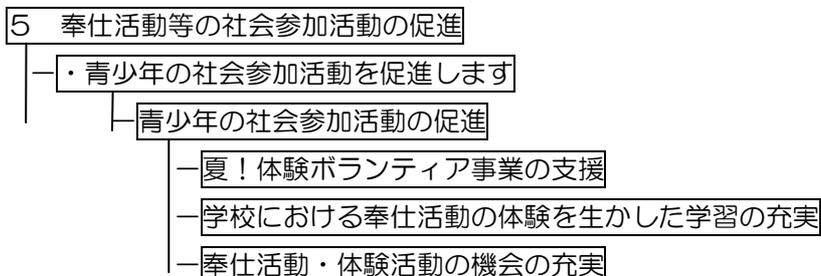


スポーツレクリエーション大会

5 奉仕活動等の社会参加活動の促進

- ・ 青少年の社会参加活動を促進します

施策の体系



青少年の社会参加活動の促進

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
夏！体験ボランティア事業の支援	普段ボランティア活動に接する機会の少ない子どもや社会人を対象に、ボランティア体験を通して、やさしい気持ちや思いやりの心をはぐくむ体験の機会を支援する。	◎	継続	福祉部生活福祉課 (社会福祉協議会)
学校における奉仕活動の体験を生かした学習の充実	豊かな人間性をはぐくむため、「総合的な学習の時間」を活用し、福祉施設、地域等の協力により、地域の特性・条件を生かした奉仕活動を充実する。	◎	継続	学校教育 部指導室
奉仕活動・体験活動の機会の充実	青少年体験活動等支援センターにおいて人材の紹介、調整等を行い、子どもたちの奉仕活動・体験活動の機会の充実を図る。	◎	継続	社会教育 部社会教育課

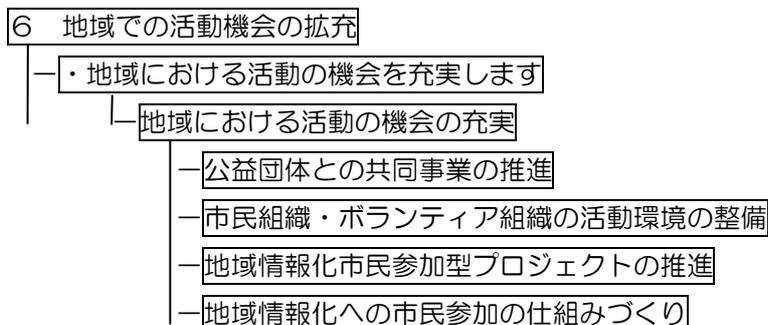


あきる野市中学生マーチングバンド

6 地域での活動機会の拡充

- ・ 地域における活動の機会を充実します

施策の体系



地域における活動の機会の充実

事業名	目的・内容	種類	展開	担当課
公益団体との共同事業の推進	あきる野商工会、観光協会、漁業協同組合、森林組合等公益団体と連携協力したまちづくりにつながる学習活動を推進する。	○	継続	環境経済部商工観光課
市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備	新たな組織づくりの基盤ともなる各種市民講座の充実を図り、市民活動の場の確保を支援し、誰でも自由に参加・活動できる環境を整備する。	○	継続	全課
地域情報化市民参加型プロジェクトの推進	電子メールや電子掲示板等のITツールを活用し、まちづくりに関するさまざまな事業に対して、意見交換、提言、情報交換などが行える、市民参加の取り組みを推進する。	◎	新規	総務部総務課
地域情報化への市民参加の仕組みづくり	電子メールによる意見、市民電子会議室による提言、パブリック・コメントなどを行政の計画・施策に反映していくためのルール作りや制度面での参加の仕組みづくりを検討する。	◎	新規	総務部総務課

資料編

あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会設置要綱

あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会委員名簿

あきる野市生涯学習推進計画策定検討委員会設置要綱

あきる野市生涯学習推進計画策定検討委員会委員名簿

用語の解説

法律及び答申等（要点及び抜粋）

あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会設置要綱

(平成 13 年 8 月 23 日通達第 36 号)

(目的及び設置)

第 1 条 あきる野市における生涯学習社会の振興及び総合的な生涯学習を推進する施策の指針として、あきる野市生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、推進計画の策定について必要な事項を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者を委員とし、組織する。

- (1) 識見を有する者 2 人
- (2) 社会教育委員 1 人
- (3) 社会教育関係団体の代表者 2 人
- (4) 福祉関係団体の代表者 1 人
- (5) 学校関係者 2 人
- (6) 民間教育事業者 2 人
- (7) 市民の代表者 2 人
- (8) 市職員 1 人

(委嘱等)

第 4 条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(謝礼)

第 5 条 第 3 条第 1 号から第 7 号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第 6 条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第 7 条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(調査・研究会)

第9条 推進計画の具体的な実施内容について調査・研究するため、委員会の下にあきる野市生涯学習推進計画策定調査・研究会（以下「調査・研究会」という。）を置く。

- 2 調査・研究会は、別表に掲げる者を調査・研究会員とし、組織する。
- 3 調査・研究会の会長は社会教育部長を、副会長は企画財政部企画課長をもって充てる。
- 4 調査・研究会は、委員会から付議された事項について調査・研究し、その結果を委員会に報告する。

(任期)

第10条 委員及び調査・研究会員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(庶務)

第11条 委員会及び調査・研究会の庶務は、社会教育部社会教育課において処理する。

別表（第9条関係）

企画財政部	企画課長 財政課長
総務部	総務課長 地域振興課長
市民部	市民課長 課税課長
環境経済部	環境課長 商工観光課長
福祉部	生活福祉課長 健康課長
都市整備部	都市計画課長 まちづくり推進課長
学校教育部	庶務課長 学務課長 指導室長
社会教育部	社会教育部長 社会教育課長 文化財担当主幹 体育課長 図書館長 秋川キララホール館長

あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会委員名簿

構成	氏名	所属等
◎ 識見を有する者	おお ぐし くに ひろ 大 串 國 廣	元あきる野市立秋多中校長・中央公民館長・教育相談員
識見を有する者	にし むら よし ゆき 西 村 嘉 之	富士通株式会社富士通あきる野テクノロジーセンタ 総務部担当課長
○ 社会教育委員	おお ぼ とも こ 大 場 智 子	社会教育委員の会議議長
社会教育関係団体	こ ぼやし もり とし 小 林 盛 利	あきる野市文化団体連盟会長
社会教育関係団体	さき ぐち いさむ 蘭 口 勇	あきる野市体育協会理事 あきる野市ソフトテニス連盟会長
福祉関係団体	ふな と ます 船 戸 肇	あきる野市社会福祉協議会理事
学校関係者	なか むら そう じ 中 村 宗 嗣	あきる野市小・中学校長会会長 秋多中学校長
学校関係者	さか もと あけ み 坂 本 明 美	横沢家政専門学校校長
民間教育事業者	なか むら かつ しみ 中 村 克 史	日本放送協会学園（NHK学園）生涯学習局長
民間教育事業者	お だ ひろ みつ 小 田 広 通	インフォケーション株式会社代表取締役 パソナ コンじゅく経営 元あきる野青年会議所会員
市民の代表者	すず き やす お 鈴 木 康 夫	公募委員 社協「さわやか福祉大学」役員
市民の代表者	よし とも い ちこ 吉 留 伊 智子	公募委員 実践女子短期大学生活福祉学科在学
市職員	はし もと たけ ひさ 橋 本 武 久	教育委員会社会教育部長

◎委員長、○副委員長

任期 平成13年12月1日～平成15年3月31日

あきる野市生涯学習市民検討委員会調査・研究部会員

役 職	所 属		氏 名	(前任者)
会長	社会教育部長		橋本武久	
副会長	企画財政部	企画課長	関谷善右	(小山田良徳)
	企画財政部	財政課長	渡辺 孝	
	総務部	総務課長	関田正幸	(三田 浩)
	総務部	地域振興課長	小島 勲	
	市民部	市民課長	小林良夫	
	市民部	課税課長	鈴木貞夫	
	環境経済部	環境課長	高畑民男	(石川 稔)
	環境経済部	商工観光課長	栗原達夫	
	福祉部	生活福祉課長	私市 豊	
	福祉部	健康課長	沖倉道夫	(陽田 浩子)
	都市整備部	都市計画課長	荒井 清	
	都市整備部	まちづくり推進課長	矢崎 信	
	学校教育部	庶務課長	関根健次郎	
	学校教育部	学務課長	吉野忠吉	
	学校教育部	指導室長(指導担当参事事務)	堀米孝尚	(山本 修司)
	社会教育部	社会教育課長	三田 浩	(浦野 勝)
	社会教育部	文化財担当主幹	鈴木章夫	
	社会教育部	体育課長	田中惟一	
	社会教育部	図書館長	宮本光雄	
	社会教育部	秋川キララホール館長	高木祐幸	

平成15年3月31日現在

○あきる野市生涯学習推進計画策定検討委員会設置要綱

平成 15 年 5 月 26 日

通達第 33 号

(目的及び設置)

第 1 条 生涯学習社会の振興と総合的な生涯学習を推進する施策の指針として、あきる野市生涯学習推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、あきる野市生涯学習推進計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 生涯学習推進計画基本構想(あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会報告)に基づく推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る事業の連絡調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 助役
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 部長級の職員(議会事務局長を除く。)

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 5 条 推進計画の具体的な実施内容について調査及び検討するため、委員会の下にあきる野市生涯学習推進計画策定検討委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者(以下「幹事会員」という。)をもって組織する。

3 幹事会のリーダーは社会教育部長を、サブリーダーは社会教育部社会教育課長をもって充てる。

4 幹事会の下に必要なに応じて、計画素案検討部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

5 部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(任期)

第6条 委員会の委員長、副委員長及び委員並びに幹事会員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、社会教育部社会教育課において処理する。

附 則

(あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会設置要綱の廃止)

あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会設置要綱(平成13年あきる野市通達第36号)は、廃止する。

別表 (第5条関係)

企画財政部	企画課長 財政課長
総務部	総務課長 職員課長 地域振興課長
市民部	市民課長 課税課長 五日市出張所長
環境経済部	環境課長 商工観光課長 農林課長
福祉部	生活福祉課長 障害者福祉課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 児童福祉課長 健康課長
都市整備部	都市計画課長 まちづくり推進課長
学校教育部	庶務課長 学務課長 指導主事(課長級の職にある者に限る。)
社会教育部	社会教育部長 社会教育課長 五日市郷土館担当主幹 体育課長 図書館長 秋川キララホール館長

あきる野市生涯学習推進計画策定検討委員会委員名簿

	職 名	氏 名
委員長	助 役	前 田 和 利
副委員長	教 育 長	宮 林 徹
委 員	企画財政部長	渡 辺 孝
委 員	総務部長	木 内 章 二
委 員	市民部長	鈴 木 貞 夫
委 員	五日市出張所担当参事	福 田 宮 夫
委 員	環境経済部長	石 川 稔
委 員	福祉部長	吉 野 俊 郎
委 員	社会福祉協議会担当参事	渡 邊 俊 夫
委 員	都市整備部長	小 山 田 良 徳
委 員	学校教育部長	関 田 正 幸
委 員	指導担当参事	堀 米 孝 尚
委 員	社会教育部長	小 島 勲

平成15年12月1日現在

あきる野市生涯学習推進計画策定市民検討委員会幹事会員名簿

	部	職名	氏名
リーダー	社会教育部	社会教育部長	小島 勲
サブリーダー	社会教育部	社会教育課長	荻島 邦彦
幹事会員	企画財政部	企画課長	関谷 善右
幹事会員	企画財政部	財政課長	市倉 公夫
幹事会員	総務部	総務課長	岸 盛美
幹事会員	総務部	職員課長	近藤 郡次
幹事会員	総務部	地域振興課長	中村 正美
幹事会員	市民部	市民課長	小林 良夫
幹事会員	市民部	課税課長	土方 捷宏
幹事会員	市民部	五日市出張所長事務取扱	福田 宮夫
幹事会員	環境経済部	環境課長	高畑 民男
幹事会員	環境経済部	商工観光課長	栗原 達夫
幹事会員	環境経済部	農林課長	平野 恒夫
幹事会員	福祉部	生活福祉課長	私市 豊
幹事会員	福祉部	障害者福祉課長	大野 誠一郎
幹事会員	福祉部	高齢者福祉課長	鈴木 章夫
幹事会員	福祉部	介護保険課長	吉野 忠吉
幹事会員	福祉部	児童福祉課長	沖倉 道夫
幹事会員	福祉部	健康課長	小室 豊
幹事会員	都市整備部	都市計画課長	荒井 清
幹事会員	都市整備部	まちづくり推進課長	矢崎 信
幹事会員	学校教育部	庶務課長	関根 健次郎
幹事会員	学校教育部	学務課長	多功 豊
幹事会員	学校教育部	指導主事（課長級）	渡辺 秀貴
幹事会員	社会教育部	五日市郷土館担当主幹	橋本 敬介
幹事会員	社会教育部	体育課長	田中 惟一
幹事会員	社会教育部	図書館長	鈴木 恵子
幹事会員	社会教育部	秋川キララホール館長	吉村 文明

平成15年12月1日現在

用語の解説

※◇行政評価

行政諸活動の状況や成果を客観的に測定・評価することにより、政策決定の適正化やアカウントタビリティ（説明責任）の明確化を図るための手法。

※◇ユネスコ（UNESCO）

ユネスコ（日本語訳「国際連合教育科学文化機関」）は、国際連合の専門機関として、共に生きる平和な地球社会の実現をめざし、世界の人びとが教育・科学・文化の協力と交流を行い、これらを通じて国際平和と人類の福祉の促進をすることを目的に官民協力による活動を行っている団体。

※◇ライフステージ

人の一生を幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のこと。

※◇コーディネート（コーディネーター）

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役割を担うこと（人）。特に、生涯学習の振興を図るために、さまざまな学習資源を調査・収集し、有効に活用できるよう連絡協力等の調整を担うこと。今これらの人材が求められている。

※◇レファレンス（レファレンスサービス）

図書館などで行われる利用者の問い合わせに応じたり相談に乗ったりするサービス。

※◇オープンスクール

一般的には、個人の能力や適性に応じて個別に教育計画を立て、開放された空間で自主的な学習を進める教育形態、あるいは、そうした教育を行う学校を言う。NHK学園の通信講座教室公開講座として、昭和51年スタートしたオープンスクールは、あきる野ルピアのほか、国立、西宮等7箇所ある。「あきる野ルピア教室」は、あきる野市との連携・協力による共同事業として平成7年度から開設されている。

※◇都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により創設されたもので、都市づくりの具体性ある将来像を定め、地区別の将来あるべき姿をより具体的に示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針などを明らかにするものです。策定後は、これにより都市計画を総合的に進めていくことになります。

※◇学習ニーズ

人々が持つ学習に対する要求・欲求・欲望、学習要求、学習需要等。「〇〇を学びたい」といった形で表さ

れる。「市民の〇〇にこたえる」などに使われる。

※◇パートナーシップ

女性と男性、行政とNPOなど、それぞれの立場の違いを認めながら対等な立場で、一定の目的を達成するために、自らの役割を果たすことをいう。

※◇双方向情報サービス

通信や放送などで、情報伝達の方向が一方向でなく、受信側からも発信できる方式のことをいい、生涯学習情報など提供だけでなく、インターネット等を介して、施設予約手続きや意見交換などができるようなサービスをさす。

※◇IT（アイ・ティー）

情報技術。インターネット、通信、コンピューターなど情報に関する技術のこと。さまざまな場で進むITを活用した革新は、従来の生活、社会のあり方も変化させた。瞬時に空間を越えた大量の一体作業が可能になり、携帯端末とネット機能を使えば、家にいながらにして買い物や株取引ができる。この変化は家庭や地域社会、都市や国のあり方にまで波及しており、IT革命とよんでいる。この流れを加速させるため、国においては、IT戦略会議が設置され、市町村においてもIT化が推進されている。

※◇データベース

一定の目的で集積された情報群をいい、コンピューターを利用し、大量の情報を必要なときにすぐ取り出せるような形に集合蓄積したものをさす。学術や洋書検索情報、新聞記事情報等のデータベースのほか、自治体の中には講師や指導者・施設に関する情報、学級・講座情報等の生涯学習に関するデータベースを整備しているところも多い。

※◇学習情報システム

コンピューターなどの電子機器を活用して、さまざまな学習に必要な情報を収集、処理、伝達し、それによって学習情報を円滑に提供できる目的で組織された情報管理機能。

※◇ホームページ

www（ワールドワイドウェブ）の中で、最初に表示される「トップページ」のことを指すが、一般的にはインターネット上で表示される画面を総称して呼ぶことが多い。

※◇出前講座

情報公開や住民参画を推進できることなどから、行政の職員が求めに応じて住民グループ、学校等へ出かけていき、所掌事務に関する情報を提供（講義）する事業のことをいう。

※◇自己実現

自己に潜在する能力や特徴を実現化し、真の自己であろうとする。

※◇インターネット

世界規模のコンピュータ・ネットワーク。接続方法や機種等にとられない共通の通信手段で接続した「ネットワークのネットワーク」

※◇家庭の日

あきる野市では、豊かな心の育成、明るい家庭づくりをスローガンに、毎月第2日曜日を「家庭の日」と定めている。親と子の対話や家族の団らんを通して、家族のふれあいを大切に、楽しい家庭づくりとあわせ、青少年の健全育成を図ることを目的としている。この一環として絵画・作文コンクールや観劇会等の事業を行っている。

※◇メディア

さまざまな情報媒体、手段をいう。特に、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体をさすことが多い。「マスメディア」「マルチメディア」など。

※◇リカレント教育

recurrent education 高等教育を、ある年齢以上になってからでも、また繰り返してでも受けることが広く許されるようなシステムをいう。近年、大学などの高等教育機関において、生涯教育理念の学校制度への適用例として行われるようになった。

※◇ノーマライゼーション

一般的には、障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう。

※◇カスタマーフォーカス

企業における顧客に焦点をあてた経営手法・考え方。顧客のニーズを満足させるためのサービスをどのように提供していったらいいかを第一に考えておこなうこと。近年、行政サービスの向上を図る中で、市民の立場から事務の見直しの視点として注目されている。

その他の用語

◇NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization の略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公

益的な市民活動を行う民間団体の総称である。日本では、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、平成10年12月1日に「特定非営利法人促進法（NPO法）」が施行された。組織が意思決定機関をもち、一定の規約に基づいて活動しているという「形式性」、政府から独立した存在である「非政府性」、収益がすべてその組織の活動に再投資されるという「非営利性」、がその主な要件とされている。NPOの活動領域は、医療・福祉、国際協力・交流、環境、文化・芸術、スポーツ、教育、まちづくり、人権・平和、災害救援など多方面に広がり活発化している。

◇ネットワーク

網状組織の意。個々の人や関係機関とのつながり、情報の交換を行うグループのこと。

一般的には、テレビ・ラジオでの組織や放送網、あるいは複数のコンピューターを結び、データなどを共有し、情報処理の効率を図るシステムのことをいう。

◇市民解説員

あきる野生涯学習センター事業として、平成8年から実施されている「ふるさとあきる野市民力レッジ（歴史・文化コース）」において、市に関係する歴史・文化について学び、所定の単位を修得した市民が認定を受けている。わがまち、わが地域の風土・歴史・文化の再発見につとめ、地域における生涯学習の推進を図るため、中心となって活動する学習ボランティア。

◇協働

同じ目的のために協力して働くことをいう。近年、社会福祉やNPO活動でよく使われ、生涯学習の分野でも使われるようになった。

◇子育て支援ネットワーク

地域での子育てやしつけに関する相談等、きめ細かなアドバイスを行う子育て施策の充実を図るため、保育園、幼稚園、児童館等子育て支援関連機関で構成するネットワーク。平成12年度から国が補助している事業名でもある。

◇学校週5日制

学校の1週の授業日を5日に短縮する制度。学校、家庭、地域社会の教育機能が十分発揮されて、子どもの望ましい人間形成を図るため、文部省（現文部科学省）は学校週5日制の実施を決定、1992年（平成4）3月23日付けで、当面、月1回の学校週5日制を実施するとした次官通達、初等中等教育局長、生涯学習局長の通知が出された。その後95年4月から月2回の実施となり、公立学校の完全学校週5日制は2002年4月から実施された。

◇男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画する機会が確保され、それぞれが均等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受することができ、また男女ともに責任を担うべき社会をさす。

◇学習資源（教育資源）

学習資源（教育資源）とは、人材、施設・設備、教材・教具のことをいい、生涯学習の推進にあたっては社会教育資源、学校教育資源の相互活用が求められている。

◇人材バンク

生涯学習を支援するため、さまざまな分野ですぐれた知識や技術を有する人たちを指導者や協力者として登録しておき、求めに応じて情報を提供したり、講師を紹介したりする制度。あきる野市では、平成13年度より「生涯学習支援者バンク事業」を実施している。

◇生涯学習指導者

生涯学習に関わる指導者の総称。社会教育主事等の社会教育関係の専門職員、指導員などのほか、現在では、住民主体の生涯学習を推進するにあたって、その中心的役割を担う住民によるアドバイザー・コーディネーターなどの学習ボランティアをいうことが多い。

◇電子メール

コンピュータ・ネットワークを使って、手紙（メッセージ）をやりとりできる仕組み。Eメール、単にメールともいう。インターネットを利用して国内外などの地理的な条件とは関係なく、即時に送受信したり、複数の人に同時にメッセージを送付することができる。ペーパーレス等環境配慮面からも活用されてきている。

◇掲示板（電子掲示板）

掲示する文書を張り出すための板をいうが、近年は、コンピュータ・ネットワーク上につくられた掲示板のことをさすことが多い。この掲示板は、簡単に記事を投稿でき、それをだれもが簡単に見ることができる。また、単なる掲示だけでなく、質問・応答、議論、売買などの場としても使われる。現在ではインターネット上のホームページがよく使われるようになっている。

◇電子会議室

電子会議室は、インターネットを利用して自治体におけるまちづくりなどについて、市民相互の意見交換・情報交換を広く活発に行うことを目的に開設されている。（あきる野市は未設置）

◇パブリック・コメント

パブリック・コメントとは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対し

て広く国民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

特に、国の行政機関が新たな規制を設けようとしたり、それまで行っていた規制の内容を改めたり、規制を廃止しようとする場合には、そのような機会を設けなければならないことが閣議決定（平成 11 年 3 月 23 日）され、平成 11 年 4 月から実施している。



平成16年あきる野フォトコンテスト入賞作品「獅子舞」

法律及び答申等（要点及び抜粋）

◇「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」

（通称「生涯学習振興法」）

（平成2年6月29日法律第七一号）

最近改正 平成11年12月22日法律第160号

（目的）

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

（施策における配慮等）

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（生涯学習の振興に資するための都道府県の事業）

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

（市町村の連携協力体制）

第十一条 市町村（特別区を含む）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

◇「社会教育法【抜粋】」

(昭和24年6月10日法律207)

最新改正 平成13年7月11日法律106

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

◇「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」

(昭和46年4月30日社会教育審議会答申)

2 生涯教育と社会教育

(1) 社会の変動と生涯教育

——生涯教育の必要は、現代のごとく変動の激しい社会ではいかに高度な学校教育を受けた人であっても次々に新しく出現する知識や技術を生涯学習しなくてはならないという事実から、直接には意識されたのであるが、生涯教育という考え方はこのように生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求している。(略) 今日、あらゆる教育は生涯教育の観点から再検討を迫られているといつてよい。——

◇「生涯教育について」

(昭和56年6月11日中央教育審議会答申)

1 生涯教育の意義として、

——今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。

◇「教育改革に関する第4次答申（最終答申）」

(昭和62年8月7日臨時教育審議会答申)

第二章 教育改革の視点

2 生涯学習体系への移行

——我が国が今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかなければならない。——

◇「教育改革に関する当面の具体化方策について」

(昭和62年10月6日閣議決定)

教育改革推進大綱

今次教育改革の推進にあたっては、臨時教育審議会答申に示された教育の基本的在り方及び教育改革の視点を踏まえつつ、広範多岐にわたる諸提言について相互の関連及び既存の施策との整合性等を図りながら、それらの着実な推進に努める必要がある。このため、当面、下記方針により、総合的観点から所要の改革方策の検討、立案等を進め、逐次その実現に努めるものとする。(以下略)

◇「生涯学習の基盤整備について」

(平成2年1月30日中央教育審議会答申)

第一 生涯学習の基盤整備の必要性

――このように、今日の我が国においては、学校、地域、職場等を通じて多種多様な学習機会が提供されており、今後ともそれぞれの学習機会をより充実し、人々の学習活動をより活発にしていくことが必要である。

3 以上のような生涯学習の考え方及び現状を踏まえると、今後生涯学習を推進するに当たり特に次の点に留意する必要があるだろう。

①生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。

②生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生涯を通じて行うものであること。

③生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。(以下略)

◇「地域における生涯学習機会の充実方策について」

(平成8年4月24日生涯学習審議会答申)

I 社会に開かれた高等教育機関

II 地域に根ざした小・中・高等学校

III 地域住民のニーズに応える社会教育・文化・スポーツ施設

IV 生涯学習に貢献する研究・研修施設についての充実

◇「新しい時代を拓く心を育てるために」

(平成10年6月30日中央教育審議会答申)

――次代を担っていく子どもたちが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな国と社会をつくる営みや地球規模の課題に積極果敢に取り組み、世界の中で信頼される日本人として育っていく

よう、社会全体で子どもたちが「生きる力」（自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力）を身に付けるための取り組みを進めていくことが大切である。――

◇「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」

（平成10年9月17日生涯学習審議会答申）

（要旨）

自由闊達な社会教育行政を展開するために必要な支援方策として、

- ①地域の特性に応じた住民参加の社会教育行政の展開
- ②生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の重要性
- ③民間の諸活動との連携
- ④総合的なネットワーク型の行政の構築

などがあげられています。

このように、生涯学習の振興は、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実が必要であり、住民参加の下で魅力ある社会教育行政が行われ、活力ある地域づくりにつながるものであるとしています。

◇「生活体験・自然体験が日本の子どもたちの心をはぐくむ」

（平成11年6月9日生涯学習審議会答申）

――日本の子どもの心を豊かにはぐくむためには、家庭や地域社会で、さまざまな体験活動の機会を子どもたちに「意図的」「計画的」に提供する必要があり、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたちの体験活動の充実を図る体制を一気に整備するため、具体的な緊急施策を提言することとしました。――

◇教育改革国民会議報告（抜粋）―教育を変える17の提案―

平成12年12月22日

教育改革国民会議は、内閣総理大臣のもと、平成12年3月に発足し、この度報告を取りまとめた。私たちは以下の17の提案について、速やかにその実施のための取り組みがなされることを強く希望する。

人間性豊かな日本人を育成する

- 教育の原点は家庭であることを自覚する
- 学校は道徳を教えることをためらわない
- 奉仕活動を全員が行うようにする
- 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない
- 有害情報等から子どもを守る

一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する

- 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する
- 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する
- 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- 職業観、勤労観を育む教育を推進する

新しい時代に新しい学校づくりを

- 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる
- 地域の信頼に応える学校づくりを進める
- 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる
- 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
- 新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

教育振興基本計画と教育基本法

- 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を
- 新しい時代にふさわしい教育基本法を

◇「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について～具体的な改正の方向」

（平成15年3月20日中央教育審議会答申）

教育基本法改正

「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すため、これからの教育は、

- 自己実現を目指す自立した人間の育成
- 豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
- 「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- 新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
- 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

の5つの目標の実現に取り組むことが必要であるとしています。そして、今の教育基本法にうたわれている「個人の尊厳」「人格の完成」「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は、憲法に則った普遍的なものとして今後とも大切にしながら、これからの教育の目標の実現を目指すために今日極めて重要と考えられる「信頼される学校教育の確立」、「大学改革の推進」、「家庭の教育力の回復」、「公共心」、「伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心、国際性」「生涯学習の推進」などの重要な教育理念や原則を明確にするために、教育基本法を改正すべきとの提言がなされています。

あきる野市生涯学習推進計画

あきる野学びプラン

「あなたが主役 つくろう！」

ともに学び、支えあう市民の生涯学習」

平成16年（2004年）3月

発行 あきる野市

編集 あきる野市教育委員会

社会教育部社会教育課

あきる野市二宮350番地

電話（042）558-1111



古紙配合率 100%再生紙を使用しています

